

平成30年

文教委員会会議録

とき 平成30年7月3日

品川区議会

平成30年 品川区議会文教委員会

日 時 平成30年 7 月 3 日 (月) 午前10時00分～午後 1 時28分
場 所 品川区議会 議会棟 5 階 第 4 委員会室

出席委員 委員長 塚本 よしひろ 君 副委員長 鈴木 博 君
委員 渡部 茂 君 委員 つる 伸一郎 君
委員 南 恵子 君 委員 飯沼 雅子 君
委員 石田 しんご 君 委員 高橋 しんじ 君

出席説明員 中 島 教 育 長 本 城 教 育 次 長
有 馬 庶 務 課 長 篠 田 学 務 課 長
若生学校制度担当課長 熊 谷 指 導 課 長
大関教育総合支援センター長 横 山 品 川 図 書 館 長
福 島 子 ど も 未 来 部 長 高 山 子 ど も 育 成 課 長
二ノ宮児童相談所移管担当課長 廣 田 子 ど も 家 庭 支 援 課 長
佐 藤 保 育 課 長 吉 田 保 育 施 設 調 整 担 当 課 長
大 澤 保 育 支 援 課 長

○午前10時00分開会

○塚本委員長

では、ただいまより、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、報告事項、所管事務調査について、行政視察について、およびその他と進めてまいります。

本日も効率的な委員会運営にご協力、よろしくをお願いいたします。

1 報告事項

(1) 平成31年度新入学者の受入枠について

○塚本委員長

それでは、予定表1、報告事項を聴取いたします。

はじめに、(1)平成31年度新入学者の受入枠についてを議題に供します。本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○篠田学務課長

それでは、私から、平成31年度の新入学者の受入枠について、ご説明申し上げます。資料をご覧ください。

来春、入学予定の児童・生徒に係る学校選択の希望調査につきましては、10月に実施いたしますけれども、その際に保護者宛てに送付する学校案内パンフレットの内容に受入枠を記載して、周知をするということがございますので、毎年学校案内パンフレットを作成するこの時期に、学級数あたりの受け入れ可能人数および学校ごとの受け入れ学級数と人数を決定してございます。

それでは、資料の1番からご説明申し上げます。まず、中央の表をご覧ください。小学校・義務教育学校（前期課程）につきましては、新1年生は、義務標準法によりまして1学級35人で学級編成することが定められております。したがって、35人の基準とし、希望選択締め切り後、来春の入学日までの期間および在籍中の転入等による増を考慮しまして、1学級であれば30人、2学級であれば60人といった形で4学級までを設定しているものでございます。

次にその下、中学校・義務教育学校（後期課程）でございます。こちらも7年生ですが、学級編成の標準は40人となっております。

ただ、都におきましては35人学級に対応するための独自施策として、教員の加配措置を実施してございます。そのため、1クラスあたり35人を超えた場合は、クラスを増やすか、クラスはそのまま教員加配とするかのいずれかの選択をすることができることとなっております。

このことを踏まえまして、学校選択ではできるだけ抽選によらないで希望を受けられますよう、標準を40人とし、受入枠としては、希望選択締め切り後および転入者等による増を考慮しまして、1学級で35人、2学級で70人といった形でそちらの表にあるとおりの受入枠を設定しているものでございます。

それぞれこちらの受入枠を超えた場合には、こちらの1番の中央の部分、太字で書かれてございますとおり、学区域外の入学希望者に対して抽選を実施するというものですが、一番下(3)にございますとおり、学区域内の学校に入学する場合には受入枠を超えても全員を受け入れるということがございますので、受入枠は設定してございますけれども、実際に学区内のお子様がいる場合には、受入枠を超えて受け入れるというものでございます。

続きまして、おめくりいただきまして2ページ目は、小学校・義務教育学校（前期課程）、3ページ目は中学校・義務教育学校（後期課程）と、それぞれの受入可能枠、学級数と児童数の一覧表となっております。こちら、各学校とも整理した上で設定したものでございますけれども、先ほど申し上げたとおり、学区域外の入学者の方が受入可能枠を超えた場合は抽選を行うというものでございます。

ただ、最終的に先ほど申し上げたとおり、場合によっては学級数をのせていて、受け入れができるという場合に、これを超えて学校と調整しながら、柔軟に対応していくというものでございます。

なお、平成31年度の受入可能学級数と平成30年度、今年度の受け入れ可能数との比較でございますけれども、2ページの小学校におきましては、品川・大崎ブロックの7番の芳水小学校。こちらが当初の予定枠としては平成31年度4学級で130人ということで、前年度当初よりも1学級増やした形での受入枠の決定となっております。

こちらは、学区域のお子さんが今増えてきているということと、それから学校の校舎の改築が進んでおりまして、来年度からは4学級での受け入れが当初の予定から可能だということから増やしたものでございます。小学校・義務教育学校（前期課程）に関して、そのほかの部分は変更ございません。

おめくりいただきまして、3ページでございます。中学校・義務教育学校（後期課程）につきましては、1番の東海中学校。こちらが、平成31年度の受入可能数は、3学級で105人ということで、前年に比しまして1学級分減らした形になってございます。こちらは、学区域内のお子さんが来年度に関しては、今年度までに若干減るといったことで、これまでの入学実績等を踏まえますと、3学級で受け入れられるだろうという前提のもとに1学級減らした形で、受入枠の減少する機会というふうに考えているところでございます。

○塚本委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○石田（し）委員

1点だけ、事例を挙げて申しますが、ある小学校に姉が学区外で通っていたのですが、弟が小学校に上がる際に、姉のときは学区外からも受け入れが可能だったのですが、弟のときになると、学区外からの受け入れが困難になって、いわゆる姉弟が同じ学校に行けなくなりました。それで、弟が学区内の学校に行くことになったのですが、やはり姉と一緒に学校に行きたいといいますか、弟も一緒に学校に行きたいと。親としても一緒に学校に行ってもらったほうがということで、姉が弟のほうの学校にいわゆる転校せざるを得なくなった。姉は心優しい女の子だったので、弟のためということで、転校されて、今は一緒に学校に行っている。

ただ、これはいわゆる学区域を越えて入学可能になっている制度があるからこそ起きる事象なのかなと思うのです。それを否定するつもりはないのですが、やはり姉弟と一緒に同じ学校に通えなくなるというそういった想定というのはされていないからこそ、こういう事態が起きて、非常に子どもたちにとってもそうですし、親御さんにとっても非常に苦しい選択をせざるを得なくなったという自省があり、私のほうにも相談が来たのですが、そういった事例というのがここ最近どのような傾向になっているのかというのをまず教えていただきたいと思えます。

○篠田学務課長

ただいまのご質問ですが、結局姉弟で別々の学校に入らざるを得なくなってしまったというようなところかと思えます。それで、基本的には平成25年から兄弟枠という形で兄弟が抽選になった場合でも、兄弟を優先するような形で対応というのはしているところではございますけれども、やはり受

け入れる人数に制限がございます関係で、必ずしも最終的にご希望沿えない場合も発生しているということですが。

傾向としましては、現在区内のお子さんが大変増えているという状況がございます。以前であれば、お子さん方が少ない状況でしたので、希望選択も小学校などでは当初全ての方が希望したところに行けるというふうな状態だったものが、昨年でございますと、抽選を実施している小学校が14校発生しているというような状況でございますので、なかなか今入りづらい。そういった意味では希望しても、必ずしも希望したところに入れるとは限らない状況が発生しているというような状況でございます。

○石田（し）委員

実は姉が入学するときに、親御さんは弟がいるので、それも想定して入学時に説明を求めて、入れるでしょうという回答をいただいていたので、いわゆる学区外の学校に通わせたのですが、実際弟がいざ入学するときには入れなかったという事態が生じてしまったのです。

その話を聞いたときに、学校選択制自体を、せっかくいい部分の側面もあるのに惜しいなというのが非常にあって、学校選択制を否定するつもりもないのですけれども、その制度のいわゆる大きな壁というのがそこに生じているのかなと思って、これはぜひ改善できる部分は工夫して改善をしていただきたいなと思います。

特に今、通学時にいろいろないわゆる事故だったり事件だったりそういったものが増えている中で、やはり兄弟と一緒に通学ができるのであれば、親御さんも1つの安心感が出てくると思うので、その点をぜひできる限りご相談に応じていただいて、できる限り工夫をしていただいて、その課題の解決というのは取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、これは要望で終わりますが、ぜひその点は考慮していただきたいなと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言はございますか。

○渡部委員

学事制度審議会で一定の回答を得て、今年さまざまな形でやっていると思うのですが、今、石田委員からもお話があったような、この制度の中の運用で、例えばそれが三、四年前であったり、五、六年前であったりというところでは、今、同じ運用をしていても若干学校の状況で違いというのは出てくる。これは確実に来年度以降制度がどうなるかということが、僕はあると思うのですが、平成31年度のいわゆる入学申し込みに際して、ぜひ私としては、その後の制度変更があることを前提と捉えて、品川区では学事制度審議会をやっている。その中で、この制度は今年はこの制度だから来年から変わるかもしれないみたいな注意表示はぜひしてほしいと思うのですがいかがでしょうかというのと、兄弟枠のところなのではございますけれども、兄弟枠があっても当然入れないところが出てきて今のような話があって、ここ数年来見ていると、兄弟枠は必ずしも入学を約束したものではありませんというのが確かに太字で書かれていて、それは、そこまで注意表示しているからご理解いただくしかしょうがないのかなとは思いますが、今のような例も出てくる中で、まだ間に合うのであれば、いろいろな課題があると思うのです。今までの現行制度の中においても、その辺は何か脚注を入れて紹介するようなことをしてもいいのかなと。逆にそれが混乱を生むかもしれないと言われるとそれまでになってしまうのですが、その辺は考えていますでしょうか。

2点、すみません。

○篠田学務課長

学事制度審議会での答申を受けて動いた形で、これから制度化していくかという入学部分に関しましては、現在いろいろ検討しているところでございます。

平成31年度に関しましては、これまでと同じ制度のもとに入学が進むということになってございますので、そちらに関しましては、1つは、今回学事制度審議会では、今年の概要をまとめたパンフレットを各学校を通じて保護者の方に送らせていただくこととしておりますけれども、こちらに関しましては、そのパンフレットの中で平成31年度は現行と同じ制度で行きますという形で脚注をつけさせていただいているところでございます。

来年度の募集に関しまして、こういった形でそういったご案内ができるかということですが、1つは兄弟枠に関しまして、委員ご指摘のとおり、そういった形で兄弟であっても必ずしも入れない可能性もあるということに関しては、ご案内をしているところでございます。

特にここ近年そういった事例が増えていきますし、また、先ほどの話もありました。どこがそういう形でご案内したのかははっきりしませんけれども、教育委員会としてはなかなか入れるでしょうという言い方はできないところでございますし、また、区内でも大規模集合住宅等が想定以上にかなり増えてきているということもございますので、なかなかこの学校にしても、教育委員会にしても必ずしも今後の就学人口の増が読み切れないところもあります。そういったことを踏まえて上で、きちんと保護者の方にご理解いただけるような形でこれまでもパンフレットの作成をしてきたということでございます。

今後のそういった脚注についての案ですが、1つは委員からもお話があったとおり、今後、学事制度審議会での答申に基づいて大きく制度が変わっていくだろうという中で、来年度の募集に関して、あまり細かいことばかり言ってしまうと、逆に混乱があるかなという気がしてございます。一応教育委員会の想定としましては、平成32年度の入学から新しい制度にできるように、今努力しているところでございますので、それに合わせる形で、できるだけ丁寧な記述には努めてまいりたいと思っておりますけれども、パンフレットのほうは大きくは変更することはないようなところで予定するところでございます。

○渡部委員

思いとして伝えさせていただきたいのが、保護者の方々というのは、それぞれがそのご家庭において、子育てのプロになられていて、例えば平成31年に新1年生に上がってこられるような方で、またその下にお子さんがあるような方だと、一番最初の小学校の情報というのが、平成31年度の入学案内なわけで、それを多分熟読なさると思うのです。そこで情報が蓄積されるわけです。品川区の教育とはこうだ、選択制とはこうだというのが。例えば、年子でお子さんがいらした場合は、同じなのです。そういうものなのだと多分動くと思うのです。少なくとも私はそのような感じですが。だから、改めてそのパンフレットを読むかという、読まない可能性がとても高いです。

今後それが入学を迎えるご家庭で、下にお子さんが4歳とか2歳とかでいらっしゃることを考えるのであれば、私は内容細かいほうがいいですが、来年度以降、いわゆる平成31年度の入学はこのテキストで行くだけでも、平成32年度以降大きく変わることが想定されるという言い方がいいかわからないのですが、変更・改善に向けて検討を進めているという表示は、僕は大きな文字で入れるべきだと思う。それを今年度やっておけば、来年度以降さまざまな混乱がある中でも、答え合わせみたいになってしまうけれども、教育委員会としてはそこまで表示していましたということは言える。

それが、もしそういう表記がないままそれが突然送られてとなると、読んでいないほうが悪いと言われればそれまでかもしれないけれども、逆に大きな混乱があるかなと思って、今石田委員の質問を聞いて、はっと思って、はっきり言ってこれは質問する予定なく思いつきで話したのだけれども、それぐら

い必要なのかなと今思ったので、もう回答はいいのですが、まだつくられていないということですから、ぜひその辺は研究していただきたいなと思います。

それと、あと1点、確かどここの学校は兄弟枠でも入れなかったという記載があったと思うのです。ですから、そういうのを浮かび上がらせると、ここが人気校なのだとなってしまうのだけれども、それも何かしら今のようなご意見があったり、多分これはほかにもいろいろなご意見があるのだと思うのです。すみません。何かいい方法を持ち合わせているわけではないので、何か持ち合わせていれば、こうしたらどうですかと言いたいのですが、それもないので、研究を進めてくださいということは要望して終わります。

○塚本委員長

ほかにございますか。

○飯沼委員

平成30年度のところを振り返る意味でも、具体的に平成30年度の実績のところ学級数と入学者数がありますが、その辺がまず最初の予想と比べてどうだったのかというのを1点教えていただきたいのと、平成31年度の受入可能数のところは、学級数、小学校も中学校もかなり変動していますよね。増えているところと減っているところ。多分いろいろな予測に基づいてだと思うのですが、先ほど東海中学校だけは区域内の子どもが減っているというご説明があったのですけれども、この辺の受入可能数の予測というのがどの辺の根拠から来ているのか、2点教えてください。

○篠田学務課長

まず、昨年の実績でございます。昨年度の受入可能数に関しましては、平成31年度の受入可能数と比べて、小学校で言えば、芳水小学校を除けば一緒になってございます。ですので、比較をしていただきますと、例えば2番の浅間台小学校であれば、平成30年度の受入可能学級数は2であったけれども、実際に入られた方は32名で、1クラスで済んでしまったというような形で見比べていただければと思います。

この中で、受入可能数を超えている学校は、ご覧いただいたとおり、3番三木小学校、4番御殿山小学校。それから、芳水小学校も実際にはこちら当初の受入可能数3学級だったところが4学級になっていますので超えています。それから、下のほうに行きまして、荏原西ブロックの京陽小学校と延山小学校。こちらのほうは、受入可能数を実際には超えた形で受け入れをしているというところでございます。

中学校に関しましても、同じように見ていただければと思います。

それから、東海中学校の例を出していただいて、実際の予測はということではございませぬけれども、基本的には学務課では住民基本台帳のほうで人口をまず押さえて、その中で、実際に過去の選択状況、それぞれの地区で学校ごとに異なっておりますので、その率を、3年間平均したものをあてはめてみて、あとは学校の施設等の関係もございますので、その辺のバランスを見ながら、受入可能数を決定しているというところでございます。

○飯沼委員

ありがとうございます。住民基本台帳に基づいて、学級数、児童受入数を決定しているというところで、去年、平成30年度と平成31年度は基本的には変わっていないというところ。そういった中で、実際的にはキャパが足りなくて抽選になったところ、小学校のところのほうが多いかと思いますが、かなりあるというところで、やはり抽選で希望が通らないということ、本当に小学生のときから子どもたちがそういう状況に置かれるというのは、極力本当に避けていただきたいなと思うのですが、その辺の

抽選校はそんなに大きく変わらなく、いつもオーバーしてしまうところが幾つかあるわけですが、その辺の対策というのは、何か考えられているのでしょうか。

○篠田学務課長

お子さん方が実は区内でどんどん増えているという状況がございます。その中で、当然学校自体のキャパシティはもともと変わっていないところが多いですから、どうしても抽選が外れてしまうということがあるのと、もう一つは今学校の改築を順次進めてございます。昔ですと、子ども達がもっと今よりもたくさんいたので、古い学校はそれなりに教室数がたくさんありました。その後、少子化してしまって、教室を例えばランチルームに変えたりとか余裕のある使い方ができたのですけれども、その後学校の改築をするにあたっては、ある一定程度子どもの人口推計を想定しながら、それに合わせた形での改築をしてきたというのがあります。改築校はキャパシティを多く確保しているというところではあるのですが、実際、最近の傾向としましては、お子さん方の人口増加が激しくて、それを超えているような形になっているところも多く見られるような状況がございます。

そうしますと、どうしても想定よりも子どもが増えた状態ということになりますので、学区域内のお子さん方でいっぱいになってしまって、外から選択してもなかなか入れないというような状況が生まれているところもございます。

教育委員会としましては、もともとある古い学校に関しましては、例えば1回ランチルームに転用した教室をまた普通教室に戻すとか、さまざまな工夫をして対応しているところがございます。ただ、今申し上げた改築校に関しましては、一定程度新しくつくってしまっているところなので、ほかの教室等を潰して転用するというのはなかなか難しいところがあるものですから、その辺はできるだけ工夫はしていますけれども、教育委員会として若干対応に苦慮しているというような状況ではございます。

○飯沼委員

いろいろ工夫をされているというところでも、やはり今の品川区のまちづくり全体にかかわってくる。少子化が進んでいるところにおいて、都市のところは一極集中で子どもが集まっている。今そういう部分もあるので、区としてはまちづくり全体を考えながら、インフラ整備をしていく。そういう視点が今欠けているのかなと思っていますけれども、先ほど来出ています学校選択制。学事制度審議会の答申は出ましたけれども、まだ具体的になっていないと思っているのですが、小学校のところ一部改正をするということですが、私はやはりそういった人口が変動している中で予測が立たないというところにおいて、さらに学校選択制で流動的で、子どもたちが希望するところに入れていないというような実態をさらに悪化をさせているのではないかなと思っています。

この間ずっと、またかと言われるかもしれませんが、学校選択制については、子どもの立場を考えて、やめていただきたいと、たび重ねて申し上げているところなのですけれども、実施をされる前に実態をしっかり見て、再考していただきたいと思います。これは意見で終わります。

○塚本委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

○塚本委員長

次に(2)平成29年度品川区立学校における体罰等の実態把握についてを議題に供します。

本件について、理事者よりご説明願います。

○熊谷指導課長

それでは、平成29年度品川区立学校における体罰等の実態把握について、ご説明いたします。

まず、調査の概要でございます。1番の(1)調査の趣旨ですが、本調査は体罰や体罰の疑いのある事例を見逃さず、迅速に対応するため、区立学校における実態を的確に把握することを目的としています。

(2)調査対象ですが、小中学校全52校です。この中には義務教育学校の前期課程と後期課程のそれぞれを含んでおります。

(3)調査内容ですが、平成29年度内に発生した体罰、不適切な指導暴言等および行き過ぎた指導またはその疑いがある事案。これらを体罰等とみますが、これらの実態でございます。

(4)調査方法ですが、これまで同様、教職員は校長による聞き取り調査。必要に応じて指導課長による聞き取り調査。また、児童・生徒には、質問紙の調査を実施し、必要に応じて、校長・副校長による聞き取り調査を行っているところでございます。

(5)の調査対象期間ですが、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに発生した体罰等を対象とし、調査は各学校において、平成29年12月1日から12月22日までの間に実施しております。なお、調査期間以降に発生した案件につきましては、順次追加をすることとなっております。

次に2番の報告数でございます。

(1)学校別報告数の最後の行、本調査への報告数をご覧ください。括弧内に記されている件数を延べますと、小学校が9件、中学校が4件で、合計13件でございます。ちなみに、前回平成28年度の件数でございますが、小学校が11件、中学校が3件、合計14件ございました。

(2)申告者別報告数でございます。教員本人による申告は、小学校が1件、中学校が1件。他の教員からの申告は、小学校0件、中学校1件。児童・生徒本人によるものは、小学校7件、中学校1件。他の児童・生徒からの報告は、小学校2件、中学校2件。保護者からは小学校が1件、中学校が0件です。これらの合計件数は、小学校で11件、中学校が5件、合計16件になります。ちなみに昨年度の合計は、小学校が15件、中学校が5件の合計20件ございました。

続いて、1枚おめくりいただきまして、2ページでございます。3番、報告の内容でございます。

(1)体罰等の有無ですが、まず体罰でございますけれども、小学校、中学校ともに3年間連続0件でございます。本調査は平成24年度から始まって、今回で6回目でございます。体罰の件数につきましては、平成24年度が8件、平成25年度が3件、平成26年度が1件というふうに年々減少しまして、平成27年度以降は0件となっております。不適切な行為ですが、表の下に分類例をお示ししてありますので、ご覧いただければというふうに思っております。

もう一度表に戻ります。アの不適切な指導ですけれども、小学校0件、中学校は1件でございます。ちなみに、小学校、中学校ともに昨年度は0件ございました。

イの暴言等でございます。小学校は0件、中学校は1件です。なお、昨年度の件数は、小学校1件、中学校1件、計2件ございました。

ウの行き過ぎた指導ですが、こちらは小・中学校ともに0件でございます。なお、昨年度も0件でございます。

指導の範囲内以下はご覧いただければと思います。

続いて、2ページの下のほうになります。(2)報告のあった事案のうち体罰以外と東京都教育委員会が判断をした事案例につきましては、本区で発生した不適切な指導の事例と暴言等の事例。こちらを掲載しております。お読みいただければと思います。

続いて3ページをご覧ください。4番の体罰の根絶を図るための取組でございます。これまでも校長連絡会、副校長連絡会等における(1)学校への指導。(2)学校組織としての意識の向上、(3)教職員研修の充実、(4)通報システムの活用・周知徹底、(5)体罰根絶のDVD「STOP体罰」の活用の促進などに取り組んできたところです。これからも継続して行ってまいりたいと考えております。

ページの下段になりますけれども、上神明小学校と御殿山小学校における具体的な取り組み事例を紹介させていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

体罰の発生件数ですが、先ほど申し上げたとおり、平成27年度から3年間連続品川区は0件となっております。しかし、その一方で不適切な指導ですとか暴言等については、依然としてなくなる状況が見られません。引き続き、不適切な行為を含めた体罰等根絶するよう全力で取り組んでまいります。

○塚本委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○南委員

今、平成24年度から始まった年度ごとの体罰についての数字を紹介していただいたので、1つ聞きかかったところだったためよかったと思ったのですが、体罰そのものは3年間0を更新しているという、それは本当によかったのですが、そのほかのところの全体の件数で、16件。昨年度は20件ということの実態があるということなのです。不適切な行為については昨年、アとウは0ですけれども、暴言等は小学校、中学校とも1件ずつあるという、こういう状況ですよ。そういう状況について、教育委員会としてはどういうふうに評価といいますか、捉えているのかと。

それから、私は教師の多忙化のところと結びつけて印象を持ったのです。なかなかこの間も先生何人かの方々の集まりに参加する機会がありまして、その先生方がどなたも異口同音に、本当に忙しいのだと。日常的に授業のほかにもいろいろな業務等々が多くてなかなか大変だというふうな話を、本当に参加されたほとんど全ての方がそうおっしゃっているのを聞いていたので、やはり体罰とそれに近いいろいろな行き過ぎた指導というのも、そういう多忙化のところとある程度かかわりがあるのではないかと、うふうに見ていくのが自然ではないかなというふうに思っているのです。

改善させていくために、先ほども受入枠のところが必要な教員配置はしているというふうなところはあるのだけれども、日常業務との中でも本当に1人の先生が受け持っている業務の内容が非常に重たい量があるという、そういうところも聞いているところがありますし、何か挙げれば、例えば小学校との交流をやるとかそういうときに、その目的は先生にすれば教育ですから、いろいろな1つ1つの活動に目標を多く掲げ、そして教育目標を達成するためにどういうふうな教育的なアプローチが必要か。子どもをどういうふうにそこに集中して向かわせるかという、そういう計画づくりはあってあたり前のことだというふうには思うのですが、日常の授業以外のところでそういう1つ1つが、そういう作業をつくるのが求められる。そして、その1つ1つの教育計画に対して、評価も報告も求められる。そういう点で非常に多忙化なのだという話を聞いて、なるほどそういう点が多忙化。そういうことなのだとは私にそれなりにわかったつもりでしたのですけれども、先生方が日常的に受けているという仕事。

つつい体罰はだめだと当然あるし、品川区は体罰根絶宣言、もうとっくの昔にしていますので、そういう状況を知りながら教育活動をしている。いろいろな子どもとの関係の中で、キレてしまうという

ことはよくないことだけれども、しかしそういう実態が少なからずあるという点で、そこをどういうふうに評価をするのかというところ、対策をどういうふうにするかというところは求めておきたいなというふうに思っているのです。そういう意味で質問しているのです、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、さっきは体罰の数を平成24年から紹介してくれましたけれども、全体の数がどうなっているのかについても改めて教えていただきたいと思います。

○熊谷指導課長

まず、1点目のご質問ですが、体罰はなくなったものの、不適切な指導、暴言等が1件ずつ残っているということについて、どういうふうに捉えているかということでございます。

こちらにつきましては、毎月の校長連絡会や副校長連絡会で、必ず服務事故の防止に向けた指導・助言を行ってきているところでございます。残念ながらこうした事態が起こってしまうということで、引き続きこちらについては、各学校を指導していきたいというふうに思っていますし、また気持ちを引き締めて教育委員会としましても、0にするように努力していきたいというふうに思っております。

2点目の教師の多忙化との関連でございませけれども、こちらについては、「忙しいから」または「忙しい」という教員の意識。そういったことから体罰につながるということならば、教員は一体教員としての意識、体罰は絶対にしてはいけない、これは法でも決まっているところでございませけれども、教育公務員として、忙しいからといって、それが体罰をする裏づけになるというのはあり得ないと思っております。

ですので、多忙化とこちらの行き過ぎた指導、不適切な指導、暴言等につながるということについては、これはないと思っておりますし、反対にこちらに上げた事案でございませけれども、これは非常勤講師を含んでおります。ですので、実際には時間講師ということになりますので、多忙化と直結しているというふうには考えてはおりません。

どちらにしましても、何があっても子どもに手を上げるということは絶対にしてはいけない。教育公務員としてはあり得ない行為だというふうに考えているところでございませ。

それから最後に経年でということで、こちらについては、件数をということだと思っておりますが、不適切な行為につきましては、平成24年度が12件、平成25年度が9件、平成26年度が6件、平成27年度が16件、平成28年度が0件、平成29年度が1件となっております。

続きまして、暴言等ですが、平成24年度が2件、平成25年度が9件、平成26年度が2件、平成27年度が8件、平成28年度が2件、そして平成29年度1件というふうになっております。

最後に行き過ぎた指導は、平成24年度は0件、平成25年度は1件、平成26年度も0件、平成27年度0件、平成28年度0件、平成29年度0件となっているところでございませ。

○南委員

私も、ストレスもあって、忙しいから、子どもたちへの対応がそういうあってはならない行動に出るなどということは、絶対に許してはならないことだというふうには思っています。しかし、今紹介していただいた数字をどう見るかというのはありますけれども、減少傾向にはあるというふうには言えるのかなと思ったりもしているのですが、そういう方向に持って行っていただきたいというふうなことは当然求めたいと思いますし、また、さっき紹介した先生方の本当に多忙だと、時間がないというそういう実態があるというところの認識を教育委員会は持っているのかいないのか。そこが表明がなかったので、改めて伺っておきたいと思います。それから1つ1つの教育活動をされるにあたって、計画から実行から評価・報告とそういうことが求められている。そういうことが日常の子どもたちの教育、授業を受け

たり、あるいはいろいろな行事への取り組みだとか、そういう学校の本来の中での仕事以外にいろいろな地域とのかかわりだとか、そういうもののプラスアルファを最近している。そういうところが非常に増えているのではないかというふうに思っているのです、その点についての認識も伺いたと思います。

○熊谷指導課長

多忙感ということについては、それぞれ皆さん感じ方が異なってくるというふうに思いますので、一概に多忙かどうかというのはわかりませんが、ただ、教師の仕事はここまででいいということがありませんので、確かに教師のさがといいますか。子どもたちのためならどこまでも頑張ろうということで、確かに多忙になってしまうということはあると思っています。ですので、教育委員会といたしましては、そうした意識の改革も大事ですけれども、それに向けてさまざまな働き方改革を進めているところでございます。

そして2点目ですけれども、さまざまな計画を立て、そして実行し、評価をし、というようなことですけれども、教育活動や学習活動は必ずP D C Aサイクルを行っていかないと、次の活動につながっていかないとというのがございます。ですので、そうしたことでそれが多忙になっているというのがあるかもしれませんが、実際のところはそれは学校において、効果的な教育活動を行っていく上で必要なことであるというふうには思っているところでございます。

○南委員

確かに多忙感是人によって違うのは、それはそうだと思います。しかし、異口同音に言っているという、そのところに私はしっかり着目する必要があるのではないかなという問題意識を持っています。ぜひそういう点で、実態を見ていただいたり、あるいは現場の先生方のご意見。そういうものをしっかり聞く場を持っていただき、そして真摯に受けとめる。いい教育活動をしていただく上でそういう姿勢がまず一番大事なのではないかなと思いますので、そこは強く求めておきたいと思います。

それから、先ほどおっしゃったP D C Aというのは、私も大事だということは、それは承知の上で発言しているつもりでありますけれども、それがベースになっている教育活動以外のところにそういう状況がいっぱい加わって多忙化になっているというふうに、私は考える部分もあるかなと思うので、その点についても、そういう認識を持って教育委員会としてのあるべき調査といいますか実態もつかむ。そういうことをやっていただきたい。それからまたいろいろな見解を聞かせていただきたいというふうに思っておりますので、最後に言いたいと思ったことを忘れてしまったので、今日のところはこういことで終わりにしたいと思います。

○渡部委員

仕組みのところだけ教えてください。東京都の教育委員会のほうで委託があって、この調査を毎年毎年されていて、毎年このタイミングで報告いただいている、それはそれで理解、承知するのですけれども、当然12月に調査委託して、3月いっぱいまでで、1回品川区としてはまとめるのですか。1件1件上がってきたものに対して、東京都にそのまま上げるのではなくて、教育委員会として事例を確認というのでしょうか。検証というのでしょうか。そのような作業をした上で、例えば体罰騒動とか、例えばですけれども、不適切な指導相当とか、暴言相当みたいなものを付して東京都に上げるのか。それとも来た内容をそのまま東京都に上げるのか。

例えば、3番の(2)報告があった事案のうち体罰以外と判断した事案例の中で、不適切な指導と暴言等があって、とりわけこの暴言等というのは放っておいたらまずい案件なのかなと認識します。というのは、「出ていけ。」はいいのですけれども、先生多分このときキレていますよ。ノート、筆箱をつかん

で教室の扉に投げた時点で子どもは相当焦るだろうし、椅子を投げたら子どもは凍りますよ。そういう報告が上がってきたら、これなど実はすごく恐ろしいことで、緊急に子どもをケアしていかないといけない事例だと思って、こんな一言で済まされていいのかなと正直思ったぐらいなのですが、その辺とあわせてお願いします。

○熊谷指導課長

まず1点目ですが、1ページの2の(1)学校別報告数がありますけれども、学校から全て件数が上がってきますので、それについて必要なことは、まず校長、副校長が子どもたちの聞き取りを行います。その上で、先ほど来、これは体罰なのか不適切な行為なのかということにつきましては、私のほうで人事部と一緒に全部聞き取りを、校長とそれから本人とで行っているところです。

実際にこれは不適切な指導なのか暴言なのか体罰なのかと判断するのは、東京都教育委員会の人事部が判断いたします。私どもとしては、先ほど委員ご指摘のあった暴言等でありませけれども、こちらについても非常に重いというふうに思っておりましたが、この本人はかっとしてということではなくて、実は非常に冷静にやったと言っています。ですので、あえてびっくりさせるために子どもとは違う方向に投げておどしたということなのです。ですので、ここで暴言等というところで位置づけられています。

ちなみにこちらの事案につきましては、全て人事部のほうに上げている事案でございます。

○渡部委員

わかりました。事情はわかりましたけれども、私がもし子どもがいる保護者の立場で聞いたら、もっと始末悪いですよ。脅し以外の何物でもない、冷静にやられたらたまったものじゃないと思いますよ。これは注意されたほうがいいと思う。そのようなことで片づけてはまずい案件だと思います。これはまずいですね。逆に、キレているほうがよかったですけれども、冷静にやられたら失格ではないですか。

○熊谷指導課長

そのとおりでございます。ですので、こちらの2件については区といたしまして、厳しく指導を行ったところでございます。ですので、こちらについても、本人はもとよりですが、管理職に対しても厳重注意をしております。また、授業観察等も引き続き現在も行っているところでございます。

○渡部委員

わかりました。これ以上はやめます。

では最後に、これは一例が出ていたので、その一例に対してだったのですけれども、これは調査だから上がってきたものではなくて、実際問題この1年間の分ですよということですよ。例えばこのようなことがあった場合、今のこの3の(2)の暴言のようなことがあった場合は、本当に速やかに校長先生が指導に当然入る。まずは校長先生が当該校で指導をあたって問題解決された上で、速やかにこれは教育委員会のほうに「こういうことがあった」と上げる事例ではないかなと思うのですが、そのようなことはちゃんと仕組みとして、このときになかったかどうかはもういいです。そういう仕組みがちゃんと教育委員会とれているのでしょうかというところ。それはやってほしいと要望もします。

といいますのは、今、冷静にそういうことをやったというのだったら、そのクラス何十人のお子さんがいたかわからないですけれども、多分真面目な子もいらっしやる。家庭がそれぞればらばらですから、相当びびりあがった子もいるのかなという気もするので、その辺しっかりやってもらいたいと思うのですが、最後教えてください。

○熊谷指導課長

こちらにつきましては、この調査のときに改めて上げていただいているものでございまして、この不

適切な指導・暴言等両方とも、そのときあった日に校長から私どもに上がってきている事案でございます。

ですので、調査として改めてここに各学校から上げてもらうようになっていますけれども、基本的には体罰以外の案件につきましても、何かが起こったときには、すぐにその日のうちに、遅くとも翌日までに教育委員会に上がってくるような状況です。

ですので、こちらの両件につきましても、この調査を行ったときに指導をしているわけではなくて、この事実が上がってきた直後に教育委員会として指導をしているということと、そしてこの翌々日には東京都の人事部に全て上げている事案でございます。

○渡部委員

ありがとうございました。

あと1件、東京都のほうで細かく分類されている中で、いわゆる懲戒処分がございますけれども、これはあくまでもこの体罰で上がってこない限りそういうのが一切ないということの確認だけさせていただきます。

○熊谷指導課長

体罰につきましては、服務事項になりますので処分になりますが、それ以外は区教育委員会指導ということで終わっているところでございます。

○渡部委員

ありがとうございます。

○つる委員

今、渡部委員が確認していただいたところの2ページの3の(2)のところ。これはすみません。もう1回あえて確認ですが、暴言等のところは区内のまさに報告が上がっている案件ということで、もう1つの不適切な指導についても、これはこの2件とも品川区の事案例となっているけれども、品川区の案件ということで、まずは前提確認してもらえますか。

○熊谷指導課長

こちらにつきましては、どちらも品川区の案件でございます、上の(1)の表の中の不適切な指導、中学校1件。そして暴言等、中学校1件となっているものの、具体的な内容がこちらでございます。

○つる委員

そうすると、今の、先ほど渡部委員から質疑していただいたこの該当教員というのでしょうか。非常勤かどうかそれはわかりませんが、その教員に対する指導というのはしっかりとした形でやっていただくというのは、今質疑があったとおりにかと思うのですが、その上でこういう報告をとるようになったという中で、2の(2)申告者別報告数を見ると、中学校のところで教員本人1件、他の教員1件、児童・生徒本人1件、他の児童・生徒が2件とあるのですが、そうするとこの不適切な指導、暴言等というのは、相当なシチュエーションなのかなと思う中で、タイムラグがあって報告をするというそういうときにおいても、どちらがということはいわゆるわかりませんが、自分でその行為すらも報告していないということになるわけですね。そこのほうがむしろどうなのかと。

多分そのタイムラグがあって、直後ないし少したってから学校の中での責任を、教師であるとか校長、副校長等から該当教員にそうした指導とかがあったのかどうかも含めてですけれども、そのことについて自分で報告を上げないといえますか、そこのところについてはどういうふうに捉えているのか教えてください。

○熊谷指導課長

暴言等、こちらの「物を投げつけた」という例でございますが、これにつきましては、1ページの申告者別報告数で教員本人からの1件というのが、こちらに該当するものでございます。ですので、この暴言等を行った直後に校長、副校長に本人から報告がなされたものでございます。

上の不適切な指導につきましては、こちらについては本人からの報告がなく、児童・生徒本人、それから他の児童・生徒から報告があったものでございます。こちらについては、委員ご指摘のとおり、ご自身がこれについて、保健体育の授業でありましたけれども、あまり深く思っていなかったということが1番の課題だと思いましたので、そのことも含め指導をしたところでございます。

○つる委員

正座という、その具体的な行為、それが不適切な指導なのかどうかというのも私も不勉強なのですが、その上で生徒を指導したということが、暴力に近いような具体的な行為なのでしょうね。それで、自分の中でそれをそういうふうに思わないということ自体のところも、この4番のところできざまな取り組みがこの間当然教員の資質とか、教員になる前の人としての資質とか、そういう部分のところになってくるのだらうと思います。

特に不適切な指導のところについては、指導に従わなかった生徒に対してやっているということは、逆に言うとその前提で教員もそういう指導をされているわけですね。そういうことをやってはいけないということを自分自身が指導に従っていないわけであるし、その後暴言等のほうの授業中の態度というところについては、これはさまざまこの間報告がきちんとなされていくということ自体が、明らかにされていくということはそれはそれでいいことなのだけれども、逆に言うと、先ほど南委員のほうからもありましたけれども、多忙化というのは科学的根拠がどうなのかというのは別にしても、全てのきざまな業務の中のフラストレーションが、児童・生徒に向かうということ自体は、アンガーマネジメントとかそういったところで校長等が取り組まれていることがあったりする中で、そういう教員に対するケアというのはこの間当然やってきています。

ただ、教員がそういうふうにならざるを得ない前提の教室の状況。いろいろな表現をされてきていると思うのです。だからそここの学校の学校全体として、先ほど、地域、それからコミュニティ・スクール等全校展開、こういう中で、その前提の部分というのが、要するに家庭で教育をすべきところのこと。また、ところ。それから学校の中でもそうしたことをしっかり指導していくところという、非常に教員もすごく難しい中で、こういう対応をまさにしているというところは一面あるのかなというところで、絶対大前提としての体罰であるとか不適切な行為というのはいけないわけですがけれども、そのあたりというのは、今現状どういうふうな課題という観点であるのか、それを改めて教えてください。

○熊谷指導課長

今回体罰以外と判断された事案例ということで、不適切な指導、暴言等と2件ありますけれども、どちらも共通しているのは、子どもからある言葉を言われたことで、かっとなったり、または冷静には言っていますけれども、こうした行為に及んでしまった。その言葉が「はあ？」という言葉です。「はあ？」というふうに言われたことで、ばかにされた。自分のほうが上位であるのに、子どもからばかにされたということで、そこでかっとなったり、またはこうした暴言等に及んでいます。

子どもからばかにされたということが引き金になることが、今年度も含め多いということがわかりましたので、学校の校内研修等でも「はあ？」とお互いに言い合うなどして、アンガーマネジメントもしていきたいと思いますなどということを校長連絡会等ではお伝えしました。

実際に地域とのかかわりの中で、こうしたものをみんなで支援していきましょうということについてですけれども、やはり校区教育協働委員会等でこうした体罰調査の結果等をお伝えした上で、では何ができるのか。地域の方とともにどういった支援をしていただくのがいいのか。そういったことも検討していくということが、コミュニティ・スクールとしての1つのやっていくことができる姿でもあると思いますので、さまざまところをしっかりと共有して、そして子どもたちを地域と一緒に育てていくということが大事ではないかというふうに思っています。

○つる委員

私もそういう具体的な答えとか方法というのを今すぐ持ち合わせているわけではないのですが、当然本当にさまざまな児童・生徒、保護者を含めて、また、先生側のほうもいらっしゃる中で、子どもたちにとって本当の学校教育の中での、何といいますか、小学校とか中学校の学校教育は生涯を通じての幸福の基礎となる部分だと思うのです。

だから、逆に言うと、こういったことも通じ社会の勉強の縮図の1つという言い方も一方ではできると思うのです。それは絶対に悪いことなのだけれども、そのことを通じてどう児童・生徒一人ひとりに学びとらせていくかということ。起こってしまったことについては事実として完全にあるわけだけれども、その事実を次にどう活かしていくかということももう既にされているわけですが、そういったところをさらに強めていったらということと、非常に今さっき言った教室という社会の中というのは、非常にさまざまな課題があるのだなということもいろいろな方からお聞きする中、私も実感として見る中でも思うところがあるので、一事案としてフォーカスするだけではなく、本当にバードビューという本当に広い視野で対応していくということが大事なのかなと。先ほどの多忙化だけではないと思うのです。もしかしらどこかしらで影響が、めぐりめぐればあるのかもしれないけれども、それだけではないと思いますし、結果子どもたちがどういう状況にあるのかということが大前提だと思うのです。

それこそ、教員側というのは、自分たちが土台になるのだぐらいの思いで接していただいていると思うのですが、その前提の中で子どもたちが目の前の眼前の事実に対してはどう乗り越えて、勝ち越えていけるのかということも、こうした事例を通じながら一生懸命ぜひ指導していただけるように、また教育委員会のほうから現場の先生方には、激励をしていただけるような形にお願いしたいと思います。

○塚本委員長

ほかに。

○石田(し)委員

先ほど、暴言等不適切な指導があったときのきっかけとして、児童が先生に対して小ばかにしたというのが事例で挙がりましたが、原因が何かというのが非常に重要だと思うのですよね。先生が、ではなぜ怒ったのか。なぜ生徒が怒られたのか。そこがすごく大事で、先ほど暴言等や不適切な指導があった先生に対しては、当教育委員会も含めて指導があるといった中で、では果たしてその原因となった児童がいるわけですよね。その子は、いわゆるメンタルケアもそうですし、例えば、先ほど渡部委員からお話もありましたが、相当この事案を見る限り、びっくりされたお子さんもいるのかなと。確かにそうだろうなと。

でも、逆に、そこはメンタルケアの部分でしっかりしなければいけないのかなと思うのだけれども、ではなぜその原因になったのかということも、しっかり解決をしていかなくてはいけないのかなと。それはこういった暴言等があったから、そちらだけにフォーカスされてしまうと、ものの本質の部分が解決

しないのかなと思うので、その点はどういうふうに解決をしているのかというのを1点教えていただきたいのと、私、先生は今、指導方法についてすごく悩んでいると思うのです。昔と大分違って、この事例を見ても、いいと言っているわけではないけれども、我々の時代ぐらまではそういうのは普通に行われていて、ちょっとしたことがそれこそ大きなことになってしまう事例というのは今、多いですね。

なので、悩んでいる先生に対しては、教職員研修の充実とか、いろいろ体罰根絶DVD「STOP体罰」の活用の促進とかあるのですけれども、その辺のケアというのが必要になってくるのかなと思うのですけれども、その点もどのように取り組まれているのかなという。学校内で相談できる先生同士がいればいいのだけれども、なかなかそうではなくて抱え込んでしまっているときに、そのSOSをどこで教育委員会として拾って対処するのかというのを教えていただきたいです。

まずその2点教えてください。

○熊谷指導課長

まず、不適切な指導と暴言等が起こるきっかけになった事案なのですけれども、まず不適切な指導については、保健体育の柔道の時間に5分ぐらいおくれてたら入ってきたというのがあります。そこで指導をしたときに、「はあ？」という言葉があつてというところ。

それから、暴言等のきっかけについては、授業中にずっと子どもがしゃべっていた。何度も何度も注意したのだけれども、言うことを聞かない。そこで、最後に指導をしたときに「はあ？」と言われたので、そこでということです。

ですので、ご指摘のとおり、前段というのがありますので、やってしまったことは絶対に認められないのですけれども、子どもたちの指導については、それも聞き取った際に、校長・副校長、そして担任から指導を行っているところです。また、この際に子どもに対してはスクールカウンセラーも入って、ケアをしながら、また保護者にも全部報告をしたところでございます。

後段につきましては、教育総合支援センター長より説明いたします。

○大関教育総合支援センター長

教員を対象とした研修機会、さまざまな機会を設けて行っております。その中で、例えば若手教員研修ですとか、主任者研修もございます。年間10回以上ございますが、それ以外に2年目、3年目を対象としたそれぞれの研修会。やはりお互いに授業を見合ったり、あるいは悩みを言い合って、どういった解決方法があるかを話し合わせる。そういった取り組みを区が直接行っております。そのほか、東京都が行っている研修会などにも参加する機会がございます。

また、若手だけではなく中堅教員研修会でも年間複数回ほかの学校まで出向いて行って、実際に授業を見合うというような研修内容を取り組んでおります。

また、職層ごとに行う研修会の中でも、体罰、あるいは暴言等も含めたそういった不適切な指導に至らないためにどうすべきかという部分は毎回テーマに上がってまいりますので、そういった内容につきましては、お互いに、私も講師で直接指導に当たる場面もございますが、大きくどなっても効果はなくて、逆に冷静に言われるほうが子どもにとってはとても効くのだよという話は若手の先生にはよくしております。

それから、先輩から話を聞くという場面を若手の場合には行うほか、お互い話し合ったり、それから、先ほどアンガーマネジメントについてもご案内いただきましたが、そういった研修など外部講師を招いての研修会なども行っているところでございます。

○石田（し）委員

それぞれありがとうございました。

原因のところはしっかり追究して、それこそしっかりとした指導をしないと、その子どもにとっても、社会に出たときに、適合しにくくなってしまふかなと思うので、今日は体罰の件でのご報告なのですが、そういう原因の部分に関してもしっかり行っていただきたいと思うのと、研修を充実してやられているというのはわかっているのですが、あくまで研修であって、実際に悩んでいる先生をどうやって救うかというのが大事なので、私は日ごろから教育委員会には強く要望していますが、もちろんこの体罰等があったときに指導をする、それも教育委員会の仕事ですけれども、逆に先生たちを守るといふのは、私はこれは教育委員会の仕事だと思うし使命だと思うのです。でないと、先生たちの居場所はなくなってしまうので。

なので、その点は、ぜひそういった何かあったら教育委員会が相談に乗るのだよというようなこと、ぜひ先生たちが本当に悩んだときに手を差し伸べてくれるのは教育委員会なのだということも、1つ先生たちに理解してもらえるようなことを、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。

話は別ですが、今回はいわゆる先生から生徒に対する体罰です。でも、今は生徒から先生である。これは体罰とは言わないのだけれども、暴力等がある中で、体罰はもちろんこういった報告があるときに、私は逆に、では生徒から暴力というのはどのぐらい区内の学校であるのかということのを、逆に知りたいなと思うので、もしわかればそこも教えていただければなと思います。

○大関教育総合支援センター長

問題行動調査、国による調査が毎年ございまして、ここ数年は区内においてはあまり件数は出ておりません。また、要因で行きますと、結果的に例えば薬の服用によって抑えられるタイプのお子さんが、衝動的に手が出してしまったというようなケースなどもあったりはします。一昔前、二昔前のように不良・非行傾向のある生徒の対応の中で、教師が暴力を受けるという場面はあまり聞かないようなのが、ここ最近の傾向です。

○塚本委員長

よろしいですか。

○石田（し）委員

まあいいです。ありがとうございます。

○飯沼委員

1つは、3の報告内容のところの一覧もありますけれども、私は程度の差はいろいろあるにしても、例えば一番下、非該当というところがありますけれども、調査に上がってきているという意味では何らか感じているというところにおいては、ケアと対応が必要であるなど。だから程度の差はあっても、やはり相対的に言ったら体罰に属していく。傾向的な受けとめ方が大事であるなど、それは思っています。

あと、特に調査のところなのですが、1の調査の概要、（4）調査方法のところ、児童・生徒のところ、質問紙調査および聞き取り調査というのがありますが、やはり子どもに対する調査は本当にデリケートで、事実をしっかりつかんでいくというのは大変なことです。先ほど校長先生、副校長先生、あと、ものによっては課長も一緒になって聞き取りをして判断をしていくということですが、ぜひ、子どもの意見がきちんと言えりような場が、先ほど来の話、先生もそうですけれども、子どもの意見が本当に聞き出せるような場がすごく大事であるなど。ここすごくデリケートだと思うので、少しその辺のことと、あと4の(4)の通報システムの活用・周知徹底のところなのですが、思った

ときに発言できて、連絡が来て、それが把握できてというのは、ここはすごく大事だと思うので、この辺このところはどのぐらい機能されているのかなというところを教えてください。

○熊谷指導課長

まず、1点目の非該当なのですが、これは小学校が多いと、ご覧いただくとわかるかと思うのですが、勘違いというのがありまして、具体的な内容が、公園で中学生らしい人がけんかをしているのを見たというような意見が上がってきております。または、野球部なのですが、部活動中に教師が牽制球を投げたのが偶然当たってしまったということで、これをよそから見ていた子どもが「あれは体罰だ」ということを上げている。また、教員が「ちゃんとやりなさい」と厳しい口調で言ったので、それを書いたというのがありますので、今お話ししたようなものが非該当でございます。

ですので、そういったものは調査用紙だけではわからないので、直接担任がかかわらない案件については、一番信頼できる担任であったり、養護教諭であったり、また内容によっては校長が聞き取ったり、副校長が聞き取ったりしています。

私が直接聞き取りをするのは教員ですので、これは体罰ではないかと思われる案件については、私が聞き取っているところでございます。

○大関教育総合支援センター長

子どもからの声を直接拾うシステムが幾つか本区ではございますが、まず、例えばその中でも目安箱の中では、平成29年度は50件。1月末段階までの段階の数字であったうちの教員や学校への苦情要望は、50件中17件という状況でございました。

実は、いじめを受けているという件数が、自分自身が6件に対して、学校への苦情要望という形が17件というふうに、逆に悩みを早めに子どもは申し出ている状況があります。ただ、その中身はカウンセラーに聞いてほしい。あるいは教育委員会の人に聞いてほしい。HEARTSに聞いてほしいというふうに、細かく聞き取っておりますので、その中で直接学校に配置のカウンセラーが聞いていって、学校に必要な応じて情報共有しながら、なぜそういう思いを子どもがしてしまったのかは、子どもの誤解の場合もございまして、これはあるいは逆に教員側が今後の指導に活かせるような内容がある場合もあります。そういったときには、管理職と教育委員会がきちんと情報共有しながら、教員への指導に役立てているような場面もございまして。

○飯沼委員

ありがとうございます。

本当に丁寧な対応をしてくださっていると思います。機を逃さずして対応していただきたいというところにおいて、特に子どもの立場からすると、なかなか先生に訴えとか難しいと思うのですよね。そういった意味でいろいろなツールがあって、話が聞けるということはすごく大事なことなので、ぜひそれぞれの機能を十分果たしていただきたいと思うのと、先ほどカウンセラーに聞いてほしいとか、いろいろ学校にスクールカウンセラーの配置がされていますが、なかなかこのごろ相談件数が多いのではないのでしょうか。そういった声もうかがっています。先生からもうかがっていますけれども、保護者の方からもなかなか時間がとれないというところ。やはり今の社会の縮図でもある学校なので、いろいろな問題が起きているなと思っていますので、私はぜひスクールカウンセラーのところ、充実してほしいなど。私たちは陣営的な要求もぜひしているので、ここが今結構かなめかなと思っていますので、ぜひ充実をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長

東京都が配置している都費のスクールカウンセラーは、各校に週1回1名配置されています。それ以外に本区としては、区費でカウンセラーが2週に一遍になりますが、各学校巡回しております。

そのほか、HEARTSのスクールカウンセラーといいますか、心理職です。HEARTSの教育心理職およびスクールソーシャルワーカーが、直接電話で相談を受ける場合もございますし、直接学校に出向いて行って、子どもたちの話を聞いたりして、かなり他区よりも丁寧に子どもの声は拾っているという実態がございます。

○飯沼委員

よろしく願いいたします。

○塚本委員長

ほかにございますか。

○高橋（し）委員

体罰に関するこういった研修等の指導をされているというところで、これは引き続きやっていていただきたいのですけれども、体罰根絶という形のものももちろん大事だと思うのですが、その前に、児童生徒に先ほど教育総合支援センター長もおっしゃっていましたが、どなるよりはこうしたほうがいいみたいなそういう非常に根本的といいますか、そういう、どういうふうに注意したらいいとかか、どういうふうに指導したらいいとかいうところを含めた先生方の大きい意味での指導の仕方といいますか。注意の仕方というのは必要な部分がかつてに比べれば必要になってきたのではないかなというふうに思ったりするのです。

ですから、こんなことを言わなくてもとかというのがあるかもしれませんが、そういった点も含めておそらく校長先生が校内で、あるいは教育委員会のほうでそういった点をスポット当てながら研修等をされていると思うのですけれども、そのあたりのことが1点と、あと、もしこれはわかればいいのですが、こういった体罰や不適切な指導をしている先生方の年代や性別の傾向みたいなものも、もし区であれば。区だと少し数字が少ないので、東京都全体として何かそういった傾向があって、それに対応して、例えば経験年数の若い方が多いとか、逆にベテランの方が多いかとかという、もしそういったことがわかればそのことについて、傾向とそれに対する対応といいますか、お尋ねします。

○大関教育総合支援センター長

私からは、研修の内容という部分について、お答えいたします。

先ほどのさまざまな職層研修等の機会に加えて、近年は発達障害等への対応という部分も1つの大きな柱で、重要となっております。例えば衝動的な行動をとってしまうタイプのお子さんがいた場合に、本人は悪気がなくても手がぱっと出てしまう。あるいは注意されたときはわかるのだけれども、次もまた。怒られたときはわかります。でも、ぱっと手が出てしまうのだというふうに本人は言います。でも、そんなときに「何でこの前反省したのにまた繰り返すのだ」ということで怒ってしまうのではなくて、そういう特性なのだということをまず理解して、ではどう対応するかというのを考えることが重要だというふうに、研修等では専門家も含めて研修内容を充実しているところでございます。

また、発達障害に限定せず、さまざまなタイプのお子さん、家庭環境も複雑になってきている世の中でございますので、例えば食事がしっかりととれていなかったり、あるいは、夜ゲームをたくさんやってしまって寝不足であったりしてイライラしているお子さんがいたりとか、さまざまな状況に対して、ではどういうふうに対応すべきかということについては、ケース事例に基づくワークショップ的な研修内容というのでも取り組むところでございます。

○熊谷指導課長

加えまして、年に3回体罰防止に向けた研修を、各学校で行っております。ちょうど7月1日から8月31日までに研修を行うのですけれども、事例研修をしまして、学校の状況に応じて具体的な事例をもとに研修をみんなでしていきます。

例えばということですが、繰り返し指導をしても、児童・生徒に伝わらないことに困っている教員。また、児童・生徒にからかわれたり甘く見られたりすることがある教員。そういった事例を出したり、反対に強く指導してしまう。厳しすぎる。集団の規律を大事にしすぎて、少し体罰等を起こしがちな教員。そういった事例をもとに研修をしながら、自分のこととして考える機会を年3回設けているところでございます。

また、一人ひとりの教員、全教員対象なのですけれども、非常勤教員も含めて校長、副校長が、体罰防止に向けて、先ほどのイライラしているのではないかと、困っていることはないかと、そういったことについて、夏の間に面談を行うようになっております。

また、年代別に若い教員なのかベテランの教員なのか、こういった教員が体罰等を起こしやすいのかということなのですが、基本的に都からははっきりこのぐらいの年代というのは出ていないのですけれども、ただ毎月出される服務事故の年代ですとか内容を拝見していますと、特に年代、例えば20代か30代ということではなくて、若い方もいれば反対にベテラン層、もう少しで退職という方もおります。

ですので、全ての教員がそれぞれ起こし得るというものを持っておりますと思いますので、そういったことを踏まえながら、毎回指導していくことが大事ではないかなというふうに捉えております。

○高橋（し）委員

それぞれありがとうございます。研修の仕組みと、あるいはこういった点、報告を上げて、教育委員会として、あるいは先輩、管理職の先生方が指導されているということがわかりました。

最後なのですけれども、その中で、先ほどつる委員や石田委員がお話されていましたが、児童・生徒側の暴行といいますか、それもどうなのだという話で、これはそういったことからすると、いわゆる学校での活動、行動に対するある一定のモラルといいますか、そういうことが必要だと思うのです。ですから、学校ごとのスタンダード。これを守らないといけないというのを品川区の中では進めているということは、学校ごとに強弱あると思うのですけれども、学校の適性に合わせたことを定めて、児童・生徒が守るべきことはこうだということを児童・生徒と一緒に決めていっている学校もあるし、そういった面はそれを進めていっていただきたいと思うのですが、その点について。

○大関教育総合支援センター長

さまざまな生徒ルールですとか、あるいは児童対象ですと、学校生活の決まり、ルールなどを各学校が定めているところがございます。これは年度末に必ず、各学校は次年度に向けまして、学校評価を行う中で、児童・生徒からも意見を聞いております。あるいは保護者からのアンケート等も寄せられる中で、さらに学校生活を充実させるためには、こういった内容の見直しが必要であるかなどは検討しているところがございます。

また、児童会、生徒会などで子どもたちから、学校のこういうルールをもっとこういうふうにするより僕たちは学校生活が楽しくなるからこうしてほしいなどという声が上がってくる。そういった場合もございますので、それぞれの学校が校区教育協働委員会に次年度の決まり・ルール等につきまして、もし見直す際は相談をしながら、地域・保護者の協力を得ながら、各学校が見直していくものかと考え

ております。

○塚本委員長

ほかに、ご発言はありますか。

○鈴木副委員長

文教委員会で4年間、毎年この報告をいつも聞かせてもらっていて、それで暗たんたる気持ちになるのですけれども、私はこの問題教師と称される方々のことを非難するつもりはないのです。非常にかわいそうだなと思うのです。

教師というのは2つあって、1つはいわゆる問題教師で、非常に性格的に特性があってトラブル起こしてばかりいて、いろいろなところをたらい回しになるような先生方もいるから、それはもうしょうがないと思うので、その人たちには厳重に指導しなければいけない。ただ、大体の教師の方は、教育理念において、子どものために何とかしようと思って入ってきて、そういう人がもしかしたらこういうような行動をとっているかもしれない、そうすると何でこういう行動とったのかというと、結局は追い詰められたのだと思うのです。

さっきお話があったのですけれども、要するに生徒が「ちえっ」としたからぶちキレたというのだけれども、それは「ちえっ」として、そういう行動をとるまでに積み重ねが相当あった。それは自殺だとかいじめと同じだと思うのです。そういう先生は、相当そのストレスがたまっていて、それで最後の1つの行動で問題行動に出てしまったと思うのです。

そしたらある意味、本当にそうかどうかは、一つひとつの事例を知らないのでわかりませんが、それはやはり気の毒だと思います。誰も助けてあげられなかったということになるのだから。だから一応、行動に関しては悪いと思うのです。絶対にやってはいけないことだから、それに関しては厳しく指導すべきだと思うのです。ただし、こういうことをやった先生たちも多分おそらくほとんどの先生はわかっていると思うのですよね。わかって、研修何回も受けて、頭の中では理解しているのだけれども、そういう行動に出てしまったというのは、結局誰も助けられなかったということで、先生に対する暴力というのはさっきほかの委員の方からもあったのだけれども、もう少し実際起きたときにどうやってその人を守ってあげて、支えてあげて、そういう行動を未然に防げるのかということに関しての研修もやはり必要なのではないかと思うのですけれども。

それと、あと、先生が突然先生が机を投げたとか起こるわけがないので、急に机を投げたとかおかしいので、それはそこに至るまでの相手といいますか、カウンターに対応が当然あるわけだから、その教室はどうだったのか。その生徒はどういう生徒だったのか。確かにさっき教育総合支援センター長が言ったように、特質的に障害があるとか、行動をとる人も中にはいますけれども、そういうのはしょうがない、やむを得ない特性としてとったのか、あるいは、今中学生などでも、私も中学生見えていますけれども、結構たちが悪い人たちもいるから、非常にそういう悪意を持って、いじめの一種として、先生に対したから、先生がぶちキレてそういうことになったとか、そういう相手の生徒のほうの対応などももう少し詳しくこの状況を説明してもらわないと、これだけ見て「これは悪い教師だな」と笑うということは私はできません。

それと、あと、生徒がこういう行動をとって、それで先生がカウンターをしたので、生徒が傷つくとか当然その考え方もあるのですけれども、生徒というのは1つの升ではないので、当然問題行動をとった生徒が、要するにその人たちは問題行動をとっていますけれども、それ以外それで迷惑を受けて被害を受けて授業ができないとか、平穏な授業環境がとれないとか、そういう生徒に威嚇されているとか、

別の不利益を伴っている生徒も当然いるわけで、もしかしたらそういう生徒を守ろうとしてこういう行動をとったのかもしれないから、だからその辺もう少し一つの事例をもう少し深く掘り下げて、我々に説明するときも、こういう教師がこういう行動をとりましたというだけではなくて、その背景まで説明していただかないと、私はコメントはできません。

それと、あとは研修を何回もするという事は、それはすごく大切なことで、基本的な知識として必要なだけでも、実際こういう問題行動が起きるような場で、具体的にどうやってみんなで先生をサポートするか。生徒のほうもきちんと平穏を取り戻して授業ができるか。インターネットなどを見てみると、先生のいじめの動画とかいっぱい出ていますけれども、その環境をつくる生徒のほうのことにしても、ちゃんと指導してあげないと、授業を受けない生徒は被害を受けるし、あるいは授業大丈夫だというふうに育ってしまうと、それが学校を卒業してからどういう経過をたどるかという、社会をにぎわしているようなそういう性格に、もしかしたら生活態度になっていくかもしれないので、そこは強力に介入して、その人に対してもう少しよりよい社会生活を送れるような強力な指導というのもある意味必要だと思うから、いろいろなバリエーションがあるので、それを整えた上で実際に先生がこういう問題行動をとる前に、どうやって支えてあげて、サポートするかに関しての報告がもう少し欲しいです。

それに関してはどういう対策をとっているのか、質問です。研修をするということはいいことなのだけれども、実際こういう問題行動とるような、走ってしまうような先生が出そうとき、あるいは出るときに、教育委員会としてどういうふうに支えるのか。どういう対応をとっているか。いけませんねだけでは当然済まないと思うので。

○大関教育総合支援センター長

実際には各学校が校長判断で、最終的にどのように、児童・生徒に対して対応するべきかは検討して、それを生徒に理由がある場合は教育委員会も、学校をしっかりとバックアップをしております。

例えば学習中、ほかの生徒の学習権を妨げるような態度がどうしても改まらない生徒に対しては、本人が反省をしっかりとできるまでの間、別室での学習を求める。あるいは自宅学習を求める。それは家庭と話し合った上でですけれども、そういった部分は実際に生活指導として行っているところがございます。

○熊谷指導課長

こうした体罰等が起こる前提として、さまざまな状況、それから積み重ねがあると思います。ですので、それについては、しっかり学校も聞き取っていくところがございますけれども、ただ結果としてやはり体罰等をしてしまうということについては、私どもやはり教育公務員なので、学校教育法で禁じられている行為ですので、これについては認めない。ただ、やはりそうした教員の体罰等に陥ってしまった状況。それから、そうしたことを防げなかった環境。そういうものについては、特に管理職になりますけれども、日ごろから職員室の状況ですとか、また学校の中で毎日巡回していますので、そういう中で子どもと教員とのやりとり。そういったことをしっかり把握しながら事前に防ぐように支援していくことが重要だというふうに考えております。

○南委員

私もこういう一場面だけ見て、聞いて、どうこうという評価はできることではないというふうに思っているのですけれども、それで、例えば「はあ？」と言った子どもが、なぜ「はあ？」という言葉になってしまったのかというそういうところも深めて、教育委員会としては捉えていく必要があるのではないかなというふうに思うのです。

その「はあ？」と言った子どものクラスの中での位置づけだとか、お友達との人間関係。それから成育歴とか育った環境だとか、あるいは先生との関係。信頼関係がどうだったのかとかも含めて見ていかないと、「はあ？」と言った子どもについて、聞いたときに「ええっ、そんなふうに子どもがよく言うんだな」というふうに印象を持ったのですけれども、でもそういう印象だけで判断は本当にできないなというふうに思っているのです、そこは丁寧に拾っていただきたいと思います。

それと、先生の側でも、副委員長がおっしゃったように、自分が教師という仕事を選ぶ。そういうことで仕事をしてきているわけですから、子どもが好きだということが大前提で、しっかり子どもたちにいろいろな自分の教師としての思いを込めて接しているわけですが、そういう学校教育の中で先生方は、先生同士として、自分が授業をしたときに、あの子はなかなか関心を持ってくれないとか、友達との関係がどうなっているのかなという心配な場面は日常の中で毎日のようにあるのだと思うのです。そういう先生が抱えている、気がついたそういう問題意識について、学校の中でどれだけ話し合いができるかというところが、私は大事なのではないかなと思うのです。

ですから、学年担任との間でのやりとりだとか、あるいは職員会議での1つのテーマにしたやりとりだとか、いわゆる学校内の研修会みたいなそういうものが、今多忙化と言われているけれども、どこまで学校の中で保証されているのかと。教育委員会がいっぱい研修をとっていただいている。そのことは悪いとは思ってはいないのですけれども、必要だというふうに思っていますが、研修だけで事は解決しないと思うし、やはり具体的な事例をとって先生方がいろいろな立場から、いろいろな角度から議論をしてその子どもの評価を、共通認識を持っていくというそこが一番大事だと思うので、そういう場を本当にとっていただけるような指導、環境づくりを教育委員会にしていきたいと思っています。

別にこれは答弁は要らないですので、そこはそういうことで強くお願いしたいと思います。

○塚本委員長

では、ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 品川区立学校 運動部活動の在り方に関する方針について

○塚本委員長

次に、(3) 品川区立学校 運動部活動の在り方に関する方針についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大関教育総合支援センター長

本日資料が、ステープラーどめしているものが2種類ございます。1点目が「品川区立学校 運動部活動の在り方に関する方針」。もう一つが「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」で、後者につきましては、平成30年3月にスポーツ庁より出されたものでございます。

今回、品川区立学校 運動部活動の在り方に関する方針といたしましては、平成30年6月に教育委員会として、各学校に周知をしたところでございます。この考え方の背景につきまして、まずご説明したいと思います。平成30年3月にスポーツ庁で出されている1ページ目の前文というところで、背景のご説明をするのにちょうどわかりやすい点が何点かございましたので、まずはご紹介をさせていただきます。

これまでの内容につきまして、各学校の運動部活動が非常に学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきたという背景もございしますが、体力・技能の向上を図る目的以外でも、これまでも生徒同士、あるいは生徒と教員との好ましい人間関係の構築、あるいは子どもたちにとって

は、学習意欲の向上、自己肯定感、責任感、連帯感、そういったものを学ぶ場となってきておりました。とても教育的な意義が部活動には大きいという背景がございます。

しかしながら、教育にかかわる課題が非常に複雑化、多様化している昨今におきましては、学校や教員だけでは解決することが難しいという課題も生じてきている中、従前と同様の運営体制ではなかなか難しいという部分は、教員の働き方改革も含めまして、課題となっております。そういった中で、国を挙げて抜本的な部活動のあり方の改革が取り組まれまして、3月にガイドラインが国としてスポーツ庁より出されたものでございます。

2ページの上の最初の2行に書いてある部分はそのまま読みますが、「市区町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、本ガイドラインに則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む」というふうにガイドラインは求めております。このガイドラインを受けまして、本区といたしましても、区として部活動のあり方。運動部活動に準ずる形で文化的な部活動も含めまして、まず考え方を示したものが本日お示ししました「品川区立学校 運動部活動の在り方に関する方針」でございます。

それでは、品川区の方針のほうをおめぐりください。大きくは2点、国のガイドラインを受けまして、これまでの部活動のあり方を区として全校に対して、全ての部活動に対して示した内容が大きく変更点として2点ございます。

まず1点目が2ページでございます(2)指導・運営に係る体制の構築という部分の意味を示してございます。「イ 品川区教育委員会は、各学校の児童・生徒や教師の数、校務分担の実態等を踏まえ、準備の整った学校に対して、必要に応じて部活動指導員等を配置し、支援する」というふうに示しました。これは国のガイドラインでも、今後部活動指導員が教員にかわって、例えば子どもたちを部活動の大会に引率することまで可能な時代がまいったという部分を踏まえまして、品川区ではこれまで外部指導者の協力も得ながら部活動を応援してまいりました。そのような本区のこれまでの特徴もございまして、部活動指導員等という部分を表記いたしまして、今後も従来の外部指導員に加えて、国が示してきた新たな部活動指導員という部分も、準備が整った学校に対して配置する準備をこれよりとっていきたくと考えております。

おめぐりいただきまして、4ページにございます大きな変更点となる2点目。3、適切な休養日等の設定でございます。国のガイドラインにのっとりまして、本区におきましても、休養日といたしまして、学期中は、週当たり2日以上休養日を部活動は設けます。平日は少なくとも1日。そして、土日も必ずどちらか1日は休養日とし、大会等で土日両方とも活動せざるを得ない場合には、翌週に必ず振りかえる。例えば翌週の月曜日が普段お休みの部活動であれば、月曜日以外にさらに火曜日も、日曜日のかわりに振りかえて休みをとるということで、子どもたちの体力的な部分も配慮すると同時に、結果的には顧問教員の負担も軽減することになるかと思っております。

また、活動時間は平日は2時間程度。週休日におきましては、3時間程度とし、合理的に進めるという部分もガイドラインにのっとり内容となっております。

大きくはこの2点をガイドラインにのっとりまして、変更点として、6月に学校に示したところでございます。なお、この方針に従って、7月21日、夏休みに入る初日から、全ての品川区立学校の部活動は週休日の設定。それから活動時間という部分は、原則としてはこの週休日と時間で活動していく。ただし、大会等によって、朝から行って、自分たちの試合の順番を待っている時間等で3時間を超える拘束となる日も現実にはあるという部分は、これは国のガイドラインも認めているところでございます。

ので、そのような形で、本区におきましても速やかに区立学校のあり方について、示したところでございます。

なお、23区中、ほぼ半数の区が夏休みまでに同じように方針を示して、残りの区に関しましても今年度内には示すというふうに聞いております。

○塚本委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いします。

○飯沼委員

国のほうからガイドラインが示され、品川区でも早速夏休みの前にこの方針が出たということは、とても好ましいと思っていますし、部活のことは子どもたちの1日の生活に占める時間としても、あと教員の方々の負担というところの両面でいろいろ問題になっていると思います。私は、ガイドラインといいますが、4ページのところに具体的に示されている中身をぜひ実践をしていただきたいと思いますと思っているのですが、少し歴史的なところを見てみたら、国の中高生のところの部活動の休養日に関する文部科学省のガイドラインというのは約20年ぶりに出されたということで、1996年のときに既に週2日以上休養日の設定というのと、あと平日は長くても二、三時間以内におさめることと、もう20年前に既に定められていたにもかかわらず、現実的にそれが実践できていなかったという、私はそこをしっかりと見つめていかないと、方針を出されても、また同じことになってしまうのではないかなと思うところにおいては、なぜできてこなかったとそこら辺の分析をしっかりと現場から出していかないといけないと思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○大関教育総合支援センター長

本区におきましても、ここ数年やはり週2日以上部活動で休みを設けていた部は全体の80%台を推移しているという状況がございます。したがって、中にはかなり本人もやりたいという要望もあったというのが実態でございます。

また、今回大きく異なるのは、部活動指導員というまた新たな支援者を、準備が整った学校は、今後活用できる道が開かれましたので、一遍に全てがというのは難しいとは思いますが、徐々にいこうかと思えます。

ただ、分析をということでございましたが、やはり子どもたち自身も、毎日楽しみに活動している。親御さんからもとても要望が高い部活動もありますし、しっかりと部活動したくて中学校の教員になったという教員もたくさんいる中で、一遍に急には、なかなかガイドラインが出ても、すぐには減らなかったという背景が、これまではあったというふうに聞いています。

ただし、冒頭で申し上げましたように、なかなか複雑な課題、学校だけではもうどうにもならないという課題も出てきておりますので、1つの流れとして、今回のガイドラインは、本区の区立学校におきましても、校長会を通じて、各学校校長には働きかけております。休養日の設定につきましては、もう既に年度当初より働きかけておりましたので、7月21日を待たずに平日1回は休養日を設けたりとかする部活動が多くなる。もう進んできているような実態がございます。

○飯沼委員

ありがとうございます。部活で子どもたちが本当に変わって、成長したということとか、部活での友人関係とか、あと顧問の先生の出会いで、子どもがものすごく変わったという声も保護者の皆さんから聞いています。そういった意味では、一律にしていくというのはなかなか難しいけれども、歯どめはすごく大事であるなどという意味では、先ほどの部活動指導員の配置。こういうのを十分に人員確保して、

支えていていただきたいなと思うのと、やはり子どもは体力的にも精神的にも個々全然違うので、そういった面で健康面についての留意点。そういうのも学んでやるようにいろいろスポーツ医の意見もとか書かれていますけれども、体が壊れてしまっただけでは困るので、1つには本当に健康面の留意点も十分していただきたいなと思っています。

ぜひ先生の負担軽減につながりますように。校長先生などのアンケートを全国的にとってみると、80%、第1位が顧問教員の負担を何とか軽減したいというのが1番に上がっているということなので、やはり先ほどから長時間労働とか多忙化の問題も含まれて、部活動の割合がすごく占めていると思うので、ぜひそういった部活動指導員の充実というところに期待をしますので、よろしく願いいたします。

○南委員

私もこういう国のガイドラインができ、それをすぐに品川区が取り入れて方針が出されたというところは、評価をしていきたいというふうに思っています。

それで、中学生になる子どもにとっては、部活が1つの楽しみでもありますし、特に最近はスポーツへの、世界大会も含めて、サッカーも今やっていますけれども、そういうので非常に感心があり、自分もやってみたいという希望を、意欲を持てるというのは本当にいいことなので、部活動に対する期待もあるというふうに思うわけです。

伺いたいのは、いろいろ整備をしていただいて、時間的な制限も含めて発育にとって必要な休養は確保するというのは当たり前だというふうに思うので、そういうことも含めて受けとめていきたいと思っ

ているのですが、1つはスポーツ医学とか、スポーツ科学というところで、運動部の顧問はそういうこともきちんと入れていくというふうなことなのですけれども、どういうふうにその辺の専門的な知識を得るようになるのか、その辺のことが全然イメージがつかないので、今、一般的なアスリートの人たちは個人的にとかいろいろそういう方々を自分に配置してもらって、そしていろいろと指導も受けながら頑張っているのではないですか。そういう知識、認識しかないの、この部活に対するそういう科学的な認識をどういうふうな部分で得るようになるのか。そういう教育委員会としての役割みたいなものをどういうふうに考えたらいいかというのを1つ教えていただきたいというふうに思います。

それと、あと品川区のほうの6ページの最後のところなのですが、(2)番の地域との連携等の一番上にありますが、地域のスポーツ団体との連携とか、民間事業者の活用等によるというふうに書いてあるのですが、これはどういうことを指しているのか、具体的に読んでいてわからなかったの、その辺について伺いたいと思います。

○大関教育総合支援センター長

まず1点目のスポーツ医学を含めました専門的な知識などを得る機会でございますが、これまでも東京都教育委員会が主催している研修会を教員が任意で受講したり、それから区の、これは教員だけではなくて、スポーツ指導者を対象にしている研修講座等の機会はございましたので、そういったものを受けたりしてまいりました。今後は、区の教育委員会が直接主催の形で、部活動指導者研修会という形をしっかりと位置づけてまいりたいと考えております。

それから、2点目の地域との連携に含めましたスポーツ団体あるいはいろいろな事業者等の活用などについては、今具体的にこういったことをやっていくということではなくて、今後そういった世の中の流れもございますので、例えば地域スポーツクラブがもっと盛んになっていけば現在の部活動のあり方というものも連携をしていくような時代が将来的に出てくるのが想定できます。これは国のガイドラ

インにも示されている内容でございますので、区としてもそこへの門戸を広げるという意味で続けている内容でございます。

○南委員

最初のほうの医学的な部分なのですが、区教育委員会としてのそういう場面をしっかりとっていくということは、それはそれとして了解するわけなのですが、例えば一括して話を聞くということのかなという認識を持ったので、少し質問なのですが、例えばスポーツによっていろいろと、体の成長によって出る不具合というのは違うではないですか。テニスをやっているならばテニス肘だとか、ほかはあまり具体的には言えないのですが、そういうふうにスポーツによって違うので、一くくりによる研修というより、スポーツによる個別のいろいろな成長発達の過程におけるいろいろな不具合。そういうものは当然話があり、個別に質疑も含めてやるチャンスはあるのだと思うのですが、そういうふうに捉えていいのですか。

○大関教育総合支援センター長

それぞれの種目と区内の体育協会含めまして、そういったところと連携を含めながら、さまざまな学びの機会という部分は情報提供してまいりたいと思います。

それから、全体で、もっと基本的なそもそも運動生理学について学ぶ機会ですとか、あるいは、学校の部活動の指導者として、服務も含めまして、先ほどの話題にもありました体罰防止も含めました観点での指導内容も必要かと思っております。

○南委員

ありがとうございました。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○つる委員

すみません。不勉強なのですが、そもそも中学校。小学校はないと思いますけれども、中学校の部活で合宿というのはあるのですか。

○大関教育総合支援センター長

中学校の単位で、勉強合宿はございますけれども、クラブ単位で直接どこか行ってという形は、ございません。ただ、大会に向けて、何と申しますか、地域のスポーツクラブ的な内容とかはあろうかと思えます。あとは、例えば全国大会に行くような、サッカーの全国大会に行くとかいう部分は、合宿的な扱いになろうかと思えますが、何か強化のためにずっと努めるとかという部分、子どもたちの部活での参加の仕方という部分は、十分内容を検討しながら考えていく必要があろうかと思えます。

ただし、課外活動ですが、やってはいけないということではなくて、どうすべきかという部分はケースに応じて、それは教育委員会も、もし学校の校長から相談があったときには検討をしっかりとしていきたいと思えます。

○つる委員

そうすると、要は4ページの適切な休養日等の設定に関連してなのですが、ここで平日は2時間。それから長期休業中は3時間程度とある中で、そういうレアケースなのでしょうけれどもあったときに、宿泊はせずとも合宿的などいいますか、いわゆる長時間練習するとか、休憩を挟んででしょうけれども、そういう場合の対応も、当然基本原則はここに基づいてという形になるのかなというところと、なかなか今報道ベースですが、東京のほうでもまとめたときに、国のほうかスポーツ庁かわからないけ

れども、元プロ野球選手が野球は2時間はなかなか短いよねという意見もある中で、スポーツによっては時間の長短当然あると思うのですが、今言ったレアケースのときも含めて、その辺の状況を教えてください。

○大関教育総合支援センター長

あくまで区立学校における部活動につきましては、ガイドライン、方針として示したとおり、長期休業期間中も3時間というものを、子どもたちの活動時間として、原則として考えています。

ただ、先ほども説明した内容とも重なりますが、大会等の関係で、朝集合してから途中また休憩時間とりながら拘束される時間は長いかと思えます。ただ、朝から夕方までずっとノックをして、球をとって、ランニングをしてというような部分はなかなか、やはり見直すという時代になってきているというふうに認識しています。

○つる委員

わかりました。ありがとうございます。

あと、冒頭の説明でありましたとおり、今回のあり方に関する方針ないしそもそものガイドラインとかは、最初教育総合支援センター長から説明のあった教員の、部活動指導員とか、休養のことについてのことにすることというのですか。活動中の安全面といいますか、子どもたちの安全管理ということになると思うのですが、いわゆるずっとテーマとして掲げているAEDとかのことにすることというのは、どういうもので規定されているのかということと、これはそもそもそういうことではなくて、違うものがあればそれはその辺のことにに関して、参考までに教えてください。

○大関教育総合支援センター長

AEDの活用も含めましたそういったものは、子どもたちの安全管理にかかわる重要な内容として、部活動指導員も教員も含めまして、しっかりとそこは指導を行いたいと思っております。これまでも、既に学校単位でAEDを直接操作をする研修会なども設けておりますし、子どもたち自身ももう中学生以上になりますと、自分たちが教科書の中でしっかりと学んでおりますし、あるいは小学生ももう5年生以上は必ず学ぶということで、子どもたち向けは、防災ノート「東京防災」の中にもしっかりとAEDが紹介されて、必ず区立の学校では学ぶというふうに、扱うことになっておりますので、当然教員も、それから指導者もしっかりとAEDは活用できるように、これは、部活動指導者研修会の中で、もれなく部活動に携わる人間は学ぶ機会を設けていきたいと思っております。

○つる委員

ごめんなさい。そうすると、運動部活動にかかわることの中で、そういう方針だとか、ガイドライン的なものは、AEDに関することというのは、明記されているという根拠となるようなものというのではないけれども、今言ったような部活動指導者研修とかそういうときにやっている。そういう理解でいいですか。その確認だけ。

○大関教育総合支援センター長

もう、運動にかかわる指導内容の中に、しっかりと当然心肺蘇生法とか、あるいは応急処置という部分は、内容として学ぶ内容となっておりますので、文言では出てきておりませんが、もう必ず学ばせてまいりたいと思います。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(4) 子ども若者応援フリースペース事業の拡充について

○塚本委員長

次に(4)子ども若者応援フリースペース事業の拡充についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○高山子ども育成課長

それでは、私からは子ども若者応援フリースペース事業の拡充について、ご報告申し上げます。資料はA4、1枚でございます。

本年4月よりスタートいたしました、品川区子ども・若者計画の中では、5年間の計画期間の中で、新たな拠点の整備を掲げております。今般、計画を具体化する中で、これまで平塚橋ゆうゆうプラザで実施しておりましたフリースペース事業を拡大し、ひきこもりなどさまざまな困難を抱える若者たちの支援拠点を中延に開設いたします。

資料のほうをご覧ください。1番、新規開設場所につきましては、中延二丁目の記載の所在地でございます。

2番、開設日等でございますが、これまで週1回月曜日の開設でございましたが、7月18日より祝日を除く毎週月・水・金の週3回に拡大いたします。時間につきましては、午前10時より午後7時までとなりまして、こちらについては特に変更はございません。

3番、拡充内容でございますが、今申しました日数の拡大。そして、2つ目として、電話来所による相談と、その後の支援機関へのつなぎ。そして、段階的な支援プログラムの実施等があります。

4番、運営につきましては、区内を中心に活動されております8つのNPO団体等で構成される「子ども若者応援ネットワーク」に事業を委託いたします。こちらにつきましても、現在と変わりはありません。

5番でございます。施設の概要でございますが、まず右側の丸い絵をご覧くださいと、こちらのほう、地図のほうに記載ございまして、場所につきましては、東急池上線荏原中延駅徒歩3分に位置いたします民間の貸し事務所の3階をお借りいたしました。そして施設の周辺には、中延児童センターでありますとか、荏原文化センター、荏原図書館、中延小学校などがございます。

左の平面図のほうをご覧ください。広さはおおむね220平米ほどでございまして、図面に記載の左側のほうには、主に事務スペースと相談スペース。そして、中央部分を挟みまして、右側は活動場所としてのスペースを考えているところでございます。

コンセプトといたしましては、「安心できる、自信がつく、仲間がいる。そんな場所があります。」そうしたものを事業コンセプトの1つといたしまして、今後も事業の拡充に努めてまいります。

○塚本委員長

説明が終わりました。本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いします。

○飯沼委員

平塚橋のゆうゆうプラザで行われていたフリースペースの移転ということなのですが、多分充実・発展しているのだと思うのですが、どういう経過でこちらに移るようになったのか、その辺を教えてくださいと、子ども若者応援ネットワーク、今までと変わりはないけれども、8つのNPO団体で構成されているというあたりで、こういった相談とかいろいろな業務を受けとめていくところで、どこがどういうふうに責任を持ってやっていくのか、その辺の中身と、あと予算はどの程度ここに使われるこ

とになるのか教えてください。

○高山子ども育成課長

3点ご質問をいただいております。

まずこの平塚橋から中延までの移転の経緯でございます。何分ゆうゆうプラザの開設から2年を経まして、さまざまな利用団体が日中の利用をされているという関係で、どうしても確保にあたっては1日程度が限度であったというような状況がございます。これをできるだけ常設するという形に持っていくにあたっては、平塚橋ゆうゆうプラザから移転する必要があったということで、このたび、交通の便のいい場所の確保ということで、民間の貸し事務所の1室をお借りしたところでございます。

それから、質問の2点目のNPO団体の責任の所在といえますか。それぞれ特性という点で申しますと、ひきこもり等の学習支援をされているような団体が、この事業の中核としてこの2年間担っていただいておりますので、そうした団体の方を中心に、それぞれのNPOが持つ優位性、特性を發揮していただく中で、この事業についてはより充実したものとしていただきたいというふうに考えております。

最後、予算につきましては、今年度は初度調弁等の予算も必要であった関係で、1,700万円ほど計上させていただいるものでございます。

○飯沼委員

専用のスペースができて、常設に近づいている。毎日いつでも子どもたちが来たいといに寄ってねという状況になっていくと思うので、うれしいなと思っています。

また、平塚橋のゆうゆうプラザにも近いところなので、子どもたちがなれている地域で通えるということは、とてもいいことだなと思っています。いろいろ子どもたちに接して、いろいろなことを蓄えていらしやると思うので、そういった声もこの8つのNPO団体の皆さんにぜひどこかで一度聞かせていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○高山子ども育成課長

この施設の運営が安定したところで、ぜひ文教委員会の委員の皆様にも現地を視察していただきたいと話しております。その中で、担っていただいている団体の方との意見交換などもできればというふうに考えております。

○飯沼委員

よろしく願いいたします。

○南委員

先週の土曜日に、こういう同じ趣旨での講演会でしたか、ありまして、私も参加していたのですけれども、当事者の若い方が講師になったり、あるいはいろいろ人間関係等々で苦しんでこられた、そういう人たちが発言をされたりで、本当に自分のいろいろな苦勞。社会的になかなか理解していただけない、そういう状況の中で、いろいろな人のサポートがあって今日まで来れましたみたいな話をされた女性については、非常に感動したことを覚えているわけですが、そういう方々が今までは平塚橋ゆうゆうプラザだったのですが、こういう施設ができて週3回ではあっても通える。いろいろな方々との交流を通して生きていくことを改めて実感する。自分の存在を確認できる。そこへの公的な支援もあるというところは、本当に遅ればせながらも発足できたことはよかったなというふうに歓迎しているところで

これからもますます発展していけるように、また地域にも定着していけるようにというふうに願って

いるわけですが、1週間のうち、月・水・金の3日なのですが、これはいろいろな通う子ども達の「連日は通えない」という状況ももちろんあるだろうし、受け入れる運営者側の8団体もなかなか大変だというのはあるのだろうとは思いますが、いつでも行けるというそういう場面をつくるのが大事かなとも思うので、将来的に開催する、オープンする日にちを広げるという考え方というのは、あるのかなのか。その1点だけ伺いたいと思います。

○高山子ども育成課長

ご質問1点、現段階では3日程度ではあるけれども、今後それを増やす方向性、見込みはあるのかという点につきましては、今般予算の関係で3日ということ。それから、担われる団体の当初の負担ということも考えまして、3日ということでやらせていただくわけなのですが、この事業がより定着して、その担い手のほうもそうした人的な余裕が出てきたその先には、ぜひこの日数につきましては、いわゆる常設というにふさわしいような日数まで拡大していきたいというふうに考えているところでございます。

○南委員

わかりました。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

○石田(し)委員

2点だけ。1点が、周知の方法とはどういうふうに行われているのかという話。せっかくこういったスペースがあっても、それを知ってもらわないともったいないことだと思うので、その点どのように周知されているのか教えていただきたいのと、この平面図を見る限り、本を読んだり1人静かに過ごしたりと、軽い運動をするスペースが同じところであって、静かにしているところで、目の前で踊らされていたらどうなのかなと感じてしまったので、工夫されているのかどうかだけ教えていただけると。

○高山子ども育成課長

2点ご質問いただきました。

1点目の周知の方法につきましては、先だって6月30日に子ども若者応援セミナーというのを開催させていただきました。100名を超える皆様に参加していただく中で、この本事業の7月以降の運営につきましても、周知をさせていただきました。

また、そのほかにもホームページへの掲載。そして、7月21日号の広報しながわのほうにも掲載をさせていただきます。それから、今般パンフレットのほう作成いたしまして、これも小学校、中学校、そして児童センター等の関係機関にも一定部数、まとまった部数を配付いたしまして、この夏休みの前にこういった新たな拠点が誕生することについて、より多くの方に知っていただくような形で周知に努めてまいります。

2点目のこの平面図における活動のありようというところがございますが、現に平塚橋ゆうゆうプラザにおいても、いってみれば、おのおのがやりたいことをやる。それぞれにとって心地よい時間を過ごすということ言えば、楽器をしている脇でゲームをやる子。そして、ときにはご飯を食べている子、おしゃべりに時間を使う子といったところで、逆に言うとそういったある種の統一感のない活動自体が、この活動場所のある種の特徴とも言えるので、そういう意味では、特にそのことにおいて支障が生ずるということは、この2年間の運営の報告の中では聞いたことはございませんので、特段支障がないものと考えております。

○石田（し）委員

ありがとうございます。

もう1点だけお伺いしたいのですが、以前ゆうゆうプラザでやられていたときには、40代ぐらいの方も参加されていたような話も聞くのですが、その辺が違いがあるのかなと思うのですが、いわゆる児童センターとここのフリースペースの違いというのが何なのかを教えてください。

○高山子ども育成課長

お尋ね1点ございまして、児童センターにつきましては、児童福祉法に定めます児童厚生施設ということで、児童の健全な学びと遊びを確保するという場所の、言ってみれば健全育成の場でございます。このたびオープンするフリースペースがどのようなものかといいますと、根拠は基本的には子ども・若者育成支援推進法という法律の第13条で定める総合相談窓口。これを我々としては施行して、それに近づけていくべくつくり上げていくものでございまして、基本的には前提としてさまざまな困難を抱える子ども・若者の支援の場所ということです。必ずしも児童センターのような場所に行けないような子ども、そういった特別な事情を抱えて、このフリースペースを訪れる。そういったことを想定するものでございます。

○塚本委員長

ほかにご発言ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時11分休憩

○午後1時10分再開

○塚本委員長

それでは、文教委員会を再開いたします。

2 所管事務調査

○塚本委員長

まず、予定表2の所管事務調査についてを議題に供します。

所管事務調査の項目については、前回の委員会を含め、期日までに追加意見等をお願いしておりました。委員の皆様よりいただきましたご意見、ご要望を踏まえ、正副で検討させていただきました結果、今年度の文教委員会の所管事務調査につきましては、お手元に配付のとおり、「保育の質の向上について」、「こころと体の健康教育について」および「次世代教育について」の3件とさせていただきます。

まず、「保育の質の向上について」は、区では待機児童ゼロに向け、認可保育園等の新規開設を大幅に進めているところですが、短期間で保育の受入枠を拡大していることに伴い、現場では経験の浅い保育士が増加しております。このため、保育における安全の確保や活動の豊かさといった質の低下が懸念されています。また、延長夜間保育や病児保育だけでなく、情操教育的なサービスを望む保護者の声もあるようですので、保育の質の向上や特色あるサービス等について、区の取り組み状況を踏まえつつ調査・研究をしてみたいと思います。

次に「こころと体の健康教育について」ですが、近年、不登校や自殺など、子どもの命にかかわる問題が新聞等で報道されている中で、自己肯定感を持つことが大切であるとの指摘もあるため、自分らしく生きる力を身につけるための教育や周囲の環境のあり方について。また、学習指導要領に明記されました、がん教育や心肺蘇生教育等、こころと体の両面にフォーカスした健康教育について、調査・研究をしたいと考えております。

最後に「次世代教育について」は、情報化やグローバル化が急速に進む社会の中で、未来のつくり手として、必要な資質や能力を着実に身につけられるよう取り組まれている区のプログラミング教育やグローバル人材の育成について、昨年度に引き続き調査・研究できればと考えております。

以上3件の項目について、簡単ではございますが、ご説明させていただきました。議案や報告事項の件数等により、日程に変更が生じる場合もございますが、あらかじめご理解いただいた上で委員の皆様のご意見等も聞きながら、今後の所管事務調査を進めていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ありがとうございます。

それでは、さよう決定いたします。次回以降の委員会から調査を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、理事者におかれましても、いろいろな資料をお願いするかと思いますが、よろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

3 行政視察

○塚本委員長

次に予定表3、行政視察についてを議題に供します。

今年度の文教委員会の行政視察でございますが、6月18日までに委員よりいただきましたご意見、これまで行ってきた行政視察の調査項目や視察先、今年度の所管事務調査など、さまざまな観点から正副委員長で検討させていただきました。

検討の結果、お手元に配付のとおり、日程、調査項目等を正副でまとめさせていただきました。

この案でよろしければ、先方との調整に入りまして、次回の委員会で最終的に決定してまいりたいと思いますが、ご意見等ございますでしょうか。

○石田（し）委員

この日程の中に大阪市が入っていて、しかもこの役所の位置が北区となっていて、前回も地震で、震度6弱と一番大きい揺れがあったエリアなのかなと思うのですけれども、その辺については、先方と何か話はされているのかどうかだけ教えてほしい。

○塚本委員長

いわゆるこの日程について、先方について、もちろん地震がありましたので、無理を言わずにという前提で、書記のほうで調整いただきましたけれども、一応9月の中旬であればと。何とか対応できるのではないかとご回答をいただいているところでございますが、何日という少し日程的な調整がまだ残っているところがありますけれども、9月上旬の受け入れというところでは、大丈夫であるというような

ご返答をいただいたところですので、その時点で進めさせていただければと思っているところでございます。

○石田（し）委員

わかりました。ありがとうございます。

○南委員

兵庫県の人権教育についてなのですからけれども、人権教育はそれなりにあっていいのかなと思う項目だとは思いますが、兵庫県を選ばれた委員長、副委員長のところの趣旨。基本的な考え方といたしますか、そこはどのようなところなのか伺っておきたいと思えます。

○塚本委員長

これは、特に共産党からのご意見でございました、教育におけるLGBTというところ。その辺のご意見を踏まえた上で、兵庫県のほうと調整をさせていただいて、先方のほうも、そういった意味での受け入れということで了解をさせていただいているところです。

○南委員

わかりました。では、ここに行った中心的なテーマというのは、人権教育という広いのですけれども、LGBTとかいじめなどの新たな課題に対応したというそういうところを基本的なテーマにするという確認でいいですか。

○塚本委員長

そうですね。ここに性的マイノリティーやいじめなど新たな課題に対応したというところを書いてあります。ただ、それだけというよりも、もう少し広くやったほうがいいのかとも思っているのですけれども、もちろんそこが1つの大きな柱ということで、捉えていただいているかと思えます。

ほかにご意見等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ありがとうございます。

それでは、視察候補先と調整しまして、次回の委員会で最終的に決定してまいりたいと思えます。なお、先方との調整次第では、日程、候補地等が変更になる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

以上で本件を終了いたします。

4 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○塚本委員長

次に予定表4、その他を議題に供します。

はじめに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元の申出書（案）のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

それでは、この案のとおり、申し出ます。

(2) 委員長報告について

○塚本委員長

次に(2)委員長報告についてでございます。

昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○塚本委員長

ありがとうございます。それでは、正副でまとめさせていただきます。

(3) その他

○塚本委員長

次に(3)その他で何かございますか。

○有馬庶務課長

それでは、私のほうから、6月18日に発生いたしました大阪府北部を震源とする地震を受けまして、区立学校のブロック塀について緊急調査を行いましたので、その件についてご報告をさせていただきたいと思っております。

資料のほうをご覧くださいと思います。まず調査の対象は区立の全学校です。調査期間は6月18日から20日の3日間で行いました。

調査方法は、平成28年度に実施いたしました建築基準法第12条の規定による調査報告書に基づき、ブロック塀のある学校について、現地へ赴き目視による劣化やひび割れ等の有無、形状の確認、触診、打音検査による調査を行ったところです。

4の調査結果につきましては、表のとおりです。

年度当初より改修計画があるものが1校で、これは浅間台小学校です。平成28年度の法定点検のときには、特に指摘はございませんでしたが、その後の区職員の点検により、一部ひび割れ等が認められたため、今年度に改修するという計画していたものです。2番目の区道に面している学校は1校で、これは鈴ヶ森小学校です。3番の隣地との境界にある学校は6校ということで、合計8校においてブロック塀を確認したところです。

今後の対応についてですが、1番の浅間台小学校については、先週の土曜日6月30日に既にブロック塀の撤去を済ませてございます。

2番目の鈴ヶ森小学校につきましては、平成28年度の建築基準法の点検および今回の点検においても、特に異常は認められませんでした。しかし、ブロック塀自体の高さは1.6メートルということですけれども、基礎のコンクリート部分を含めると、高さが2.2メートルを超えるという状況があります。また、年数もある程度経過していること等を踏まえ、より安全性を確保するために、改修工事を行うことといたしました。現在準備に入っております。7月6日、今週の金曜日より着手する予定です。昨日、保護者等に通知をすると同時に、ブロック塀の前にカラーコーンなどを設置したところです。天候にもよりますが、順調に行けば来週中。早いところで来週半ばにはブロック塀の取り壊しが完了する見込みでございます。

3番目の隣地境界にブロック塀がある学校については、現在のところ、危険性は低いと判断しておりますが、今後、さらに詳細な調査を行い、必要に応じて、隣地所有者と協議を行い、順次改修工事を進めていく予定であります。

○塚本委員長

説明が終わりました。本件について、何かご質疑等ありましたら、ご発言願います。

○南委員

調査の結果はわかりました。2のところについても具体的な日程で改修に進んでいくということなので、ぜひ進めていただきたいと思いますが、3については、詳細な調査が必要だと、それはそうだと思うのですが、やはり大事なことは鉄筋がどの程度どのようなふうになっているのかという、そういうことが詳細な調査の中の1つだというふうに思うのです。なかなかブロック塀というと鉄筋の数が少ないとか、長さが足りないとか、そういうのが今までの倒壊したところでは出されていますね。あと、控えがないということもですよね。

ですから、その辺の調査、当面の危険性はないというふうなところだとは思いますが、やはり本当に早急に調査していただいて、実態をつかむということがまず優先されると思いますので、ぜひその辺は、特に夏休みで子どもが学校に通っていない時期になりますが、ぜひ進めていただきたい。いつ大きな地震があるかわからない状況なので、そこは本当に進めていただいて、この間のような痛ましい事故を品川区から発生させない。そういう立場で頑張っていただきたいというのが1つです。

それから、あと通学路のところ非常に気になるわけです。通学路というと、どうしても民間のところになると思うのですが、その辺についてはどういう考え方をしているのか。それを教えていただきたいです。

○有馬庶務課長

隣地との境界の壁につきましても、早急に調べまして、改修工事が必要なところについては早期に手をつけていくというようなことで考えております。

2点目の通学路の安全ですが、これにつきましても、通学路を全部調べるのはなかなか大変なことではありますけれども、先般6月22日の段階で、既に各学校長宛てに「通学路の安全確認について」ということで通知を出してございます。今、学校で調査をしていただいております。一応今週中ぐらいまでにそういういわゆる通学路に目を配らなければいけないところについて、一応教育委員会に報告をいただくということになっております。

ただ、人の所有する壁については、そこが危険だ何だとなかなか決めつけるのは難しいので、客観的にわかる建築基準法で、今定められている2.2メートルを超えては、今設置しては不適合になりますので、2.2メートルを超えている、ブロックの段で言えば11段ですよということを示して、これを超えている壁があったときには、注意を促していきましょうと。そういう視点で見てくださいと。

あとは、明らかに傾いているとか、がたつきがあるとか、さわって何かやるわけにもいきませんけれども、そういったところもあわせて見てくださいねということで、学校をお願いしているところでございます。

○南委員

早々にそういう点検も含めて、とっていただいているのは了解したいと思います。

今、課長がおっしゃったように、他人の個人の所有のところが多いわけですから、そういうことは当然と思うのですが、そういう皆様のご協力とご理解。それをいただいて、改修が必要な場合には、補助金も含めて何らかの対応が早急にとれるような、そういう働きかけとございますか、区の体制が必要なのではないかなというふうに思っているのですが、そういう考え方についてはこれから検討だと思っておりますが、どういうふうにつまえてどういうふう動くかというのは教育委員会の見解として聞いて

おきたいなと思っております。

○塚本委員長

答えられる範囲で、お答えいただければと思います。

○有馬庶務課長

学校にあります隣地の壁につきましては、隣地が壁を利用してお互いプライバシーを保護しているということもあるので、それもよく話し合いながら進めていきたいと思っております。

それ以外に一般的に学校と直接場所が異なる通学路とか、そういうところにある民地の壁につきましては、一応建築課のほうと情報提供はしていきますけれども、特にその施策をどうこうというのはまた建築課のほうでまた検討していただけるものというふうに認識しております。

○南委員

ぜひそれは教育委員会側から働きかけていただけるようお願いをしておきたいというのが1つと、それから確認なので、さっきの説明になかったからないというふうな理解をしているのですが、2.2メートルの高さを超える、例えば大阪で地震で落下をしたああいう構造のものはないということの理解でよいのですよね。

○有馬庶務課長

詳細を調べなければ同じかどうかとは言えないのですが、似たような構造として、下にコンクリート塀があって、それを入れると高さが2.2メートルを超える壁。それが鈴ヶ森小学校で、しかも区道に面しているということですので、これは早急に対応しようということで、今回工事に着手したということです。

それから、建築課のほうの働きかけということですが、あくまで通学路で学校から情報があれば、こういったところもありますよという情報提供ということで、今のところ考えております。

○南委員

私も確認しておかなくてはと思いながら、しないままここに臨んでしまっているのですが、鈴ヶ森小学校がどうだったかなというのが気になったところなので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○塚本委員長

ほかにございますか。

○つる委員

品川区議会公明党としても6月18日の回答も含めて、21日には区長にも申し入れをさせていただいて、対策をお願いしたところになりますけれども、今日こうやって改めてご報告いただいて、確認できました。

今、南委員のほうからもありましたけれども、未然に防げることは防いでいくというところで、しっかりとした対応。災害があっても、犠牲者を出さないところで、教育委員会としてできること。これをしっかりとやっていただきたいなと思っております。

私も調べきれてなくて、四角四面な規格とか基準がわからないのですが、今はブロック塀についての確認ということで、徹底してやっていただいている中で、中にはコンクリートパネル塀というもの、コンクリートパネルが、横に細長いものが幾つか枠を組んでいるものがありますよね。そういったものについての耐震性だとかという確認というのは、今回のこれとあわせて確認などされているのでしょうか。

○有馬庶務課長

いわゆる今回の緊急点検については、ブロック塀というものに特化して調査をしています。学校には、

それ以外に今言ったようないわゆる万年塀と昔は言っていたものが相当数まだあるというのもわかっていますので、これにつきましては、これからです。今はブロック塀の緊急点検等対応していますけれども、今でも改築のときにはブロック塀ですとか、万年塀、最後の外構工事をするときにはいろいろと改修はしていることですが、まだそういう手をつけていない万年塀もありますので、その辺もこれから調査を順次進めていこうというふうに思っているところです。

○つる委員

耐震性とかというのは、ブロック塀よりは強いのかなと素人目にも思ったりもするのですが、ただ、設置してから数年たっていれば当然経年劣化等もあると思うので、今冒頭にいただいたように、今回のことについては国とか東京都とかがブロック塀についてはいろいろさまざま補助金等も検討していますので、活用していただきながら、区としてもそういう改修のときも含めて、今回のことも含めて先ほど申し上げたように未然に防ぐということで、あらゆる危険、子どもたちの周りにおけるハード的な危険もしっかりと除去できるような施策をぜひ積極的にやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○塚本委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○塚本委員長

ほかになければ、その他で何かございますでしょうか。

なければ、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、文教委員会を閉会いたします。

○午後1時28分閉会